

# 國學院大學學術情報リポジトリ

1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会(1908年)、第6回サン-テティエンヌ大会(1909年)、第7回ニーム大会(1910年)の歴史的考察(1)

メタデータ	言語: 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横山, 謙一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000403">https://doi.org/10.57529/0002000403</a>

# 1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会（1908年）、第6回サン・テティエンヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察(1)

横 山 謙 一

## 序論 1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会の意義

社会主義インターナショナル第8回大会は前回のシュトゥットガルト大会での決定に従って、1910年8月28日から9月3日までの7日間、デンマークの首都コペンハーゲンで開催された。この大会の議事日程は1909年11月7日の国際社会主義事務局 BSI 会議で決定された。このストックホルム大会の意義は、一言で言えばシュトゥットガルト大会で十分な本来の合意にたどり着くことが出来なかった戦争と平和の問題、すなわち国際紛争をいかなる手段で阻止するかを仲裁と軍縮の問題をふくめて再び定義しなおすことであった。<sup>(1)</sup>

シュトゥットガルトで開催された社会主義インターナショナル第7回大会から、次回の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会が1910

---

(1) HAUPT, Georges ; *Le congrès manqué. L'Internationale à la veille de la Première Guerre Mondiale. Étude et documents.* Paris. François Maspero. 1965. p. 27

年に開かれるまで、フランス国内では3回のフランス社会党SFIO全国大会が開催された。1908年10月の第5回トゥルーズ大会と1909年4月の第6回サン－テティエンヌ大会と1910年2月の第7回ニーム大会の3回の大会である。これら3回にわたる全国党大会のいずれの議案書を詳細に見ても社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会の議論の中心となる国際紛争と全面軍縮についての議論を、ヴァイアンとジョレースが報告した「国際社会主義事務局の報告」を除いては見いだすことは出来ない。第5回トゥルーズ大会では「党の一般的行動l'action générale du Parti」すなわち革命と改良の関係を定義し、「革命」にいたる「改良」の意義と位置づけを決定した。第6回サン－テティエンヌ大会では「農業問題」を主要な議事日程に掲げ、農業労働者に加えて小農民への党の綱領を定めるために議論が展開された。第7回ニーム大会では労働者退職年金法案に対して社会党は代議院で如何なる態度を採るべきかをめぐって大会は大荒れとなる。

コペンハーゲン大会前の3回の党大会はこれら3つの国内での大きな課題に取り組むことに終始して、社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会での最大の課題であった国際的紛争の解決において「仲裁と軍縮」をいかに位置づけるかの審議は先送りにされ、最終的には1910年7月に第7回全国党大会の第2セッションとしてパリで開催された大会において議論されたのであった。このパリ大会では社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会の主要な議事日程に掲げられていて、フランス国内に置いてもその意義と位置づけが明確に定義されてこなかった「生活協同組合」にたいする社会党の立場と両者の関係についての政策も決定された。

それでは1908年10月の第5回トゥルーズ大会と1909年4月の第6回サン－テティエンヌ大会と1910年2月の第7回ニーム大会の3回の大会で取り上げられた議事日程がこれらの大会においてどのように議論されたのかを以下で概観する。

## 第 1 章 1908年10月の第 5 回トゥルーズ大会と「トゥルーズ決議」

トゥルーズ大会はジョレースが有名な「トゥルーズ動議」<sup>(2)</sup> (1908年10月) を採決させた大会として知られている。この動議は「党は革命の党であるがそれゆえに、(略) 一層本質的に積極的に改良的であり、唯一それぞれの改革と征服をより広い諸要求とより大胆な征服を出発点かつ拠り所 point d'appui にできる唯一の党」であるとし、「選挙活動に取り組み、社会主義の議会と立法の能力を増強する」<sup>(3)</sup> と宣言するものであった。この決議によって遅ればせながらフランス社会党が社会改良への取り組みを積極的に行えるようになった。

この革命と改良の関係を議論するために議事日程は「党の一般的行動 action générale du Parti」と定められた。しかし大会第 1 日10月15日の午後の会議でこの議事について最初に党内の多数派と少数派の報告を求めようとしたが、常任執行委員会 CAP で議決が行われなかったことから多数意見と少数意見が判然としないとして最初に常任執行委員会 CAP に報告を求めることになる。結局常任執行委員会 CAP の多数派はタンジェが、少数派は病気で欠席したゲードにかわりラファルグ<sup>(4)</sup>が報告を行うことになる。「党の一般

(2) 「トゥルーズ決議」全文は Le parti socialiste (SFIO) ; 5<sup>e</sup> congrès national tenu à Toulouse les 15,16,17 et 18 octobre 1908, *Compte rendu sténographique*. Paris. Au siège du Conseil National. 1908. p. 484-485 を見よ。

(3) DUROSELLE, Jean-Baptiste ; *La France de la «Belle Epoque». La France et les Français. 1900-1914*. Paris. Éditions Richelieu. pp. 346-347

(4) ラファルグ、ポール、LAFARGUE, Paul (1842年-1911年)。父方の祖母はサン・ドマング島のムラート (白人と黒人の混血) でポルドー出身のフランス人と結婚していたが島の黒人蜂起の際にキューバに避難、その際夫は行方不明になった。その後キューバから追放されてニューオーリンズに子供と移住した。この子供がポール・ラファルグの父親フランソワで、やがてコーヒーのプランテーション経営者となる。一家は反乱が鎮まるとサン・チアゴに戻った。母方の祖父はサン・ドマング島のユダヤ系のフランス人で、フランスで学業を終えて島に帰ったが、黒人の反乱によってキューバに移住し、母

の行動」についての議論は大会第1日午後から開始されるが、翌日の大会第2日から本格的議論が重ねられる。サンバが議長を務めるこの会議で、多数派のタンジェと少数派のラファルグが常任執行委員会 CAP の報告を行う。タンジェは「党の一般的行動」についての小委員会 sous-commission が組織されて議論したが、改良が資本主義体制を糊塗し、延命するものではないとの結論にたどり着いたと報告した。しかし改良の実現を放棄したり、それを妨げると言う意味ではないと念を押した。それでも社会革命という概念については一致を見られていないと指摘した。<sup>(5)</sup>

10月16日午前の会議でのタンジェとラファルグの報告とヴァレンヌ、ヴァイアンの発言の後、午後の会議ではジャン・ロンゲ、ラボポールが、夕方の会議ではポール・フォール、サンディカリストを支持するユベール・ラガルド<sup>(6)</sup>が発言した。

---

方の祖母のカリブ人女性と出会い、ラファルグの母が生まれた。1842年にラファルグは混血の両親からキューバのサンチアゴ・デ・クーバで生まれた。1851年ラファルグ一家はボルドーに移住し、ラファルグはパリ大医学部に入学したが、学生運動に連座して大学から追放され、ロンドンで学業を終えざるを得なかった。学生時代にブルドンに彼の思想の影響を受けていたが、ロンドンでマルクスと出会い、第1インターナショナル総評議会に参加し、次第にブルドン主義から離脱してマルクス主義に近づく。1868年にマルクスの次女ローラと結婚し、総評議会に派遣されてスペインでバクーニン派の影響と闘った。1871年にパリ・コミューンに参加してボルドーに派遣されるが、逮捕を逃れてスペインに逃亡する。1882年にフランスに戻りゲード派の運動に加わりロアンヌ大会でのブルース派＝ポシピリストと分裂してゲードとフランス労働党 POF を結成する。1891年4月にフルミに派遣され、「フルミ虐殺事件」の教唆の罪にとわれて禁固1年の有罪判決をうける。獄中からノール県リール第1選挙区から補欠選挙に立候補して代議士に当選し代議院の恩赦を受ける。ミルラン入閣に反対して左派社会党 PSDF を結成し1905年に統一社会党結成に参加し、常任執行委員会 CAP に選ばれ党内ゲード派の指導者となった。1911年に70歳の老齢になることを拒否して69歳で妻ローラとともにドラヴェイユ Draveil で自殺した。ゲードの教条主義的マルクス主義解釈とラファルグの独自でユニークなマルクス主義理解は大きな相違があったと今日では評価されている。彼の著書「怠惰の権利」と「空想から科学へ」は広い読者から読まれている。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français*. Paris. Les Éditions ouvrières . 1975., t. 13, pp. 167-170

(5) Le parti socialiste (SFIO) ; 5<sup>e</sup> congrès national tenu à Toulouse op. cit., pp. 122-129

少数派のラファルグは自らを反議会主義者であると宣言して次のように言う。議会主義はブルジョア階級に固有の統治形態で、社会主義者は虚偽で一貫性のないこの制度の転覆を目指す反議会主義者であると主張する。このラファルグの反議会主義の立場はゲード派の公式見解とはすべての変革は資本主義的所有形態を社会主義的所有形態に変革することで解決するという「経済決定論」を除けば多分に食い違い、身内のゲード派からは異なった見解が示された。多数派の意見はジョレースに、少数派の意見はラファルグとラポポール、ブラックらのゲード派の論客によって代表され、両者の激論がこの大会の雌雄を決することになる。ラファルグは改良を行っても労働者階級の隷属状態は続くとして改良主義に反論し、ラポポールや改良には賛成するが改良を自己目的とする修正主義派と入閣主義派の改良主義には反対すると主張した。

この大会の第 3 日 10 月 17 日の会議でのジョレースの発言は改良を労働災害保険や所得税導入の財政問題、労働者老齢年金法、西部鉄道の国有化から果ては兵役制度と国際紛争の仲裁裁判所による解決にまで及ぶ長広舌な演説であった。最初に今回の党大会で改良について議論する意義を次のように定義する。

「市民諸君。社会主義において必ずすべての人に提起される質問はもはや

---

(6) ラガルデル、ユベール LAGARDELLE, Hubert (1874年-1958年)。オート-ガロンヌ県に生まれ、同県の県庁所在都市トゥルーズに出て、大学で法学を修めようとしているとき社会主義に出会い、労働党の学生組織に属した。その後パリに出て同じ学生組織で党内のゲード反対派として活動し、新たなマルクス解釈に基づき、フランスの革命的サンディカリズムに大きな影響力を持った「ムーヴマン・ソシアリスト Mouvement socialiste (社会主義運動)」誌を刊行し続け、それを通じてカウツキーやジョルジュ・ソレルなどとも関係を結んだ。第 1 次世界大戦後にサンディカリズムに失望した彼はフランス最初のファシスト党であるジョルジュ・ヴァロア Georges VALOIS のフェーソー運動に加入し、1930年代にはムツソリーニとも親交を結ぶようになり、1935年の仏伊協定の際にはラヴァルとムツソリーニとの接近の仲介役になる。ペタンのヴィシー政権が樹立すると労働大臣になる。戦後の1946年には終身強制労働の刑が言い渡されたが、1949年に老齢を理由に刑執行が停止された。cf. *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français.*, op. cit., t. 13, pp. 175-177

社会主義の目的とは何かではありません。この目的は目を見張るべき正確さで我らの師達によってあらゆる各国の大会と国際大会で定義され、資本主義的所有から社会的所有への置き換えであり、解放された労働の、すべての生産手段と交換手段の主となった至高の労働の組織化だと定義されてきました。現在提起されているのは社会党が如何に、如何なる行動で今日の資本主義社会を我々が準備し予告している集産主義的共産主義的社会に移行させるかの質問であります。現在の危機的状況にもかかわらず、実現手段についての解釈の対立が党内に引き起こしている迷いにもかかわらず、現在最重要な問題として課されている事実こそは党の力量が増大している証であります。<sup>(7)</sup>」彼は社会主義制度が一撃の武装蜂起で実現されるわけではなく、長い準備期間に諸制度を発展させた後に現実化されることはパリ・コミューンの敗北が示していると、そして労働者の教育が重要であると説いた。そして彼は言う。「本当に心底から社会主義的である党にあっては現実の革命的精神は有効な改良的行動に比例し、有効な改良的行動は革命的思想と精神の力量に比例すると私は言います。まさしく社会党は革命の党であり現在の制度の最悪な悪弊を改良し、取り繕うことに自らを限定せずにこの体制自体の原理と根本を改良したいのですから、まさしく社会党は賃労働制度を廃止し資本主義そのものを解消し廃止したいのですから、まさしく社会党は本質的に革命的であるのですから社会党は最も積極的で最も現実的な改良の党であります。社会党はやすみない要求で自分の目には時代遅れとなったブルジョア的資本主義的所有の法によって押しとどめられないのですから、社会党はすべての改良を全面的改良にまで推し進める唯一の党であり、どの改良もどの解放と改善の部分的試みをも何事によっても止められずたじろがされない力の完全性を与える唯一の党です（賞賛の拍手）<sup>(8)</sup>」。雇用者の策謀として労働災害保険に対しても批判的であった労働総同盟 CGT も批判をやめて受け入れている。累進所得税もその要求にはフランス革命以降の社会主義の伝統があると

(7) *5<sup>e</sup> congrès national tenu à Toulouse op. cit.*, p. 312

(8) *Ibid.*, p. 315

指摘した。フランスでは革命期のコンドルセの構想以来の伝統がある労働者老齢年金についてもその負担をめぐり議論があり、サンディカリストには政府が基金をくすねているとさえ批判されたが、ヨーロッパ各国で様々な形の老齢年金が制度化され、フランスではより良い制度にするため社会党が努力を払ったと主張した。鉄道の国有化については公共部門の管理組織が運営するようにされ、鉄道労働者も国営化を要求するにいたっていると主張した。兵役の民主的制度としてジョレースはやがて「新しい軍隊」でその構想を練り上げ完成させる民兵制度を推奨した。やがてこの兵役制の問題に対する取り組みは、1913年のジョレースの生涯で最大の闘いの場になった3年兵役法反対闘争へとたどり着くことになる。1901年に常設仲裁裁判所を制度化した1899年のハーグ平和会議を多くの社会主義者はブルジョアジーの偽善であり茶番であると断罪したがジョレースは日露戦争の最中のロシア艦隊のイギリス漁船への誤射事件「ハル事件 affaire Hul」<sup>(9)</sup>を解決した実績を評価し、これを英独仏のプロレタリアートの監視があったからであると見た。またベーベルがドイツ帝国議会で宰相がハーグ会議に代表を送らなかったことを問責した事例をも挙げ、仲裁裁判制度を肯定的に評価した。党の政策として改良を位置づけるこの大会での論争でのジョレースの論敵はゲード派の論客ラファルグ、シャルル・ラポポール、ブラック-デルソーと同じゲード派で農業問題を専門としたコンペール-モレル、そしてサンディカリズムの擁護者ラガルデルに及んだ。

この大会はジョレースの独壇場となり、彼のタルン県連合が提案した決議案は投票総数326票中ブルトン<sup>(10)</sup>（シェル県代議員）の反対票1票をのぞく賛

---

(9) 「ハル事件 affaire Hul」は「ドッガー・バンク事件 incident du Dogger Bank」とも呼ばれる1904年10月21-22日夜間に北海の起きた事件で日本海に向かうロシアのバルチック艦隊がイギリス漁船を日本の水雷艇と間違えて誤射した事件で、イギリス漁民の側に死傷者を出した。英露間の国際問題となり「ハーグ議定書」に従った合意書締結で解決した。DUROSELLE, Jean-Baptiste ; *La France de la «Belle Epoque»*. *La France et les Français. 1900-1914. op. cit.*, pp. 330-331

(10) ブルトン、ジュール-ルイ、エミール、BRETON, Jules-Louis, Émiles (1872年-

成325票のほぼ満場一致で可決される。これが世に言う「トゥルーズ決議」であった。この決議の結果社会党は改良を党本来の目標である「革命」へのステップとして正式に位置づけることが可能となり、改良主義のそしりを受けることなく改良の政策を党として行うことが可能となった。そして地道な日常的改良を積み重ねる政策は選挙民の支持を受けて、1910年と1914年の総選挙で大きな躍進を果たすことが出来た。

## 第2章 1909年4月の第6回サン－テティエンヌ大会と農業問題と1910年総選挙での選挙戦術

1909年の第6回サン－テティエンヌ大会では農業問題と1910年総選挙での選挙戦術が議事日程とされ、これら2つの問題をめぐって議論が展開された。この大会では最初に4月12日大会2日目の午後の会議で党内随一の農業問題の専門家のコンペール－モレルが農業問題について報告を行い、議論は同日午後と夜、さらには翌13日2日目の午前と午後の会議で議論が繰り広げられた。翌年の1910年総選挙の戦術については4月13日午後と夜と大会4日目の午前の会議で審議が行われ、両問題についての決議は最終日4日目の午後の会議で採択される。

### 第1節 フランス社会党と農業問題

フランス社会党にとって未だ人口の過半数以上を占める農民の支持と選挙での得票を得ることが喫緊の問題であった。社会党にとって富裕な大規模・

---

1940年)自然科学部門の学士院会員。1898年の総選挙にブルージュ第2選挙区から代議士に当選した。当時はヴァイアン派=中央革命委員会に所属。ミルラン入閣を支持してヴァイアン派から除名されたが<sup>8</sup>、1905年の社会党統一に加わった。1910年に除名されて、社会主義共和党に加盟した。*Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français.*, *op. cit.*, t. 11, pp. 51-53 棄権したブルトン議員はあくまで急進党と社会党との連立、すなわち「左翼ブロック」の維持に執心して、可能であるならばこの政策に党をこのブロックに立ち戻されたいと考えていた。

中規模農地所有者は彼らの支持層ではなく、農業労働者・小作農・小農地所有者にどのような政策を訴えてプロパガンダを行うかが焦眉の問題となっていた。困窮し零落しつつあった農業労働者と定額小作農民・分益小作農民に浸透することはさほど至難な活動ではなかった。彼らは社会主義社会が到来しても生産手段の社会化によっても取り上げられる農地を所有していなかった。しかし小農地所有者は農業経営事態が多様であり、またその規模も零細な小農地所有者から中規模農地所有者に近い比較的富裕な農業経営者にいたるまで存在し均質ではなかった。またその規模や経営形態にかかわらず、社会主義者から農地を収奪されるのではないかという彼らに対する警戒心も強かった。

農業問題については大会 2 日目の午後の会議でコンペール-モレルが報告者となって農業労働者や定額小作農民ならびに分益小作農民、とりわけ増加する小農地所有者に対する社会党の宣伝を如何に行うべきかについて提案と報告が行われた。彼は政府刊行の統計と違って特に小農業経営者が借金のために農地を抵当に入れて借金返済や差押えによって、さらには重労働と低収入によって困窮していると彼の現地調査や体験から結論づけている<sup>(12)</sup>。彼は農民を大規模農地所有者と中規模農地所有者、小規模農地所有者、定額小作農民・分益小作農民、農業労働者の 5 つの階級に分けて分析する。資本主義的生産の大規模農地所有者の農地はやがて社会化され国有化されるべきであり、これと同時に資本主義的大借地農民も同様であるという。しかし小規模の小作農民は零細であり保護するべきとする。さらにひどい状況におかれているのは分益小作農民で、半分の収穫を地主に上納させられる上に農繁期には地主の手伝いを強制され、バターやいくつがいかの鶏を納めなければなら

---

(11) この報告の中で労働者を雇わない農業（小規模農業経営）の事業所数はこの 5 年で 3,086,200 から 3,469,200 に増加しており、その増加数は 383,000 事業所におよぶと指摘している。Parti socialiste, Section Française de l'Internationale Ouvrière. *6<sup>e</sup> congrès national tenu à Saint-Etienne. 11-14 avril 1909, compte rendu sténographique*, Paris, Au siège du Conseil National. 1909, p. 178

(12) *Ibid.*, pp. 183-193

ないという。小規模職人に対すると同じように中規模農地所有者、小規模農地所有者については将来の所有形態についていかに説明するべきか。またわずかな収益しかない彼らに所得税を課すのに社会党は賛成していると言うのは難しい。特に1、2ヘクタールしか所有しない小規模農地所有者は工場労働者の境遇に類似している。彼らには生産手段の社会化を訴えるのではなく、農民組合や農業協同組合という枠組みを与えるのではなく、信用協同組合と農業共済組合と協同組合を組織することを提案するべきだとコンペール-モレルは彼の報告で主張した。

翌日報告に基づき議論が行われる。最初はアルマヌ派の総帥アルマヌが壇上に立つ。旧アルマヌ派の中核的教義は労働者中心主義 *ouvriérisme* であり、労働組合を活動の基礎としていたが、革命的サンディカリズムのように政治活動や議会への参加を否定しないし、ゼネラル・ストライキと直接行動を主要目標・教義とはしなかった。分裂まではブルース派=ポシビリストと同じ政党を構成していた彼らは改良主義へも寛容で、社会党統一以前は右派社会党 *Parti socialiste français* に属していた。アルマヌは次のように言う。コンペール-モレルが言うように社会主義者の本当の目的を隠すべきではないが、兄弟に対するように友愛の念をもって農民層に浸透するべきであると言う。彼はかねてよりの持論である低利の「抵当証書 *Billet hypothécaire*」を発行する法律を立法化することを提案する。フランスが有する300億フランの土地財産のうち3分の1を証券化して小土地所有農民ならば彼らが所有する9,000フランのうち3分の1の3,000フランを証券化して、農民は3.5%の利子を払い、この低利の貸し付けによって農民は家畜を購入し、土地を改良し家屋を改築することが出来ると言う。この証書保有者には毎年2フランの奨励金を支払う。これによって困窮した農民を救い、この証書の利子によって政府は公共事業を行って失業を減少させ、農民組合結成の財源にも割り当てられるとする極めて農民層に資することが大きい立法であると彼は強く主張する。彼は各地の集会でこの案を提案し熱狂的な支持を得たとい<sup>(13)</sup>う。しかし大会では思ったほどの反響を得ることは出来なかった。

次にジョレースと協力して党の多数派を形成するセーヌ県の代議士ヴァイアンが発言する。彼は社会党がプロレタリアートの党であって都市においてと同じく農村部でも労働者の解放を目指すことを第一義的任務であると見るが、政策については柔軟でより実践的であった。農村の労働者を生産協同組合に組織して都市部の労働者の消費生活協同組合と連携して大資本から保護して社会主義の側に獲得するべきであるという。また議会の立法によって課税や借財から保護し、新しい社会的保障を与え、社会主義者こそ唯一の守り手であることを示すべきであるとする。しかし小農地所有者や定額小作農と分益小作農が窮乏化して行く法則からは守ることは不可能であって、この経済的必然性を彼らに隠すべきではなく、生産手段の社会化によって以前よりもより良い生活を手に入れることが出来るとプロパガンダを行うことが必要であると主張する。<sup>(14)</sup>彼は農業問題研究者の統計を引用して農業の資本主義化と小生産の没落は必然であることを説明する。

つづいて農民を協同組合に組織する課題について議論がなされる。協同組合に対しては農業信用金庫からの貸付金があるが、小農業経営者のためのこの制度は大農業経営者が利用しているが、小農業経営者は利用していないとの指摘があった。小農地所有者は組織化に対して積極的でなく、社会主義者は農地を没収するとの恐怖心を抱いていて、これによって社会党の新党が妨げられているとの報告があった。大農業経営者の土地は収奪されるべきで、農業労働者は組織化が難しくない。しかし小農地所有者にたいして問題は微妙であり難しい問題を抱えているとの意見が多く出された。また資本主義的経営の流通業者や農産物製造業者によって収奪されている事例をいくつも指摘し、小農地所有者は工業化の時代の波に吞まれて没落しているのを目撃していると報告があった。小農業生産者は保護しなければならないし、協同組合や農民組合に組織されなければならないとした。しかしコンペール-モレルのような正統派マルクス主義者は小生産者の没落は不可避であり、やがて

---

(13) *Ibid.*, pp. 200-217

(14) *Ibid.*, pp. 213-217

は社会的所有に行き着くと予見した。救済できない小農民階層を組織し議会を通じての諸立法によって保護しなければならない矛盾に気付いていたのである。それを単に選挙のための戦術と割り切ることも社会党は出来なかった。それでは彼らが批判する修正主義者や改良主義者と選ぶところがなくなるからである。

こうした立場を明確にしたのはコンペール＝モレルと同じゲード派に属し彼以上に教条的なマルクス主義者であるシャルル・ラポポールであった。彼は大会3日目の4月13日に発言に立って自分はコンペール＝モレルと同じく、都市部で行っているプロパガンダと同様に、農村部でも生産手段の社会化を提唱すると言う。小農地所有を救済することは中産階級の救済策と同じであり、修正主義者やドイツの反動的政党と同じ立場に立つことになる。しかし現実には小土地所有者は救済が不可能であると述べた<sup>(15)</sup>。これに対してアルマヌ派のエリエス HÉLIÈS はデンマークにおける集团的農業経営を称揚し協同組合の意義を強調し、都市の勤労者にとっても改良が必要であるように農村部の勤労者にも改良が必要であり、1910年の総選挙は小土地所有農民が鍵を握るのに、議員は選挙に専念して農村部での協同組合の意義を軽視している。またフランスでもマローサンのような小村で協同組合が成功している事例がある。そしてイングランド、スコットランド、ドイツ、スイスなどヨーロッパ各国で我が国を含め消費を組織した労働者生活協同組合の成功事例があると指摘した<sup>(16)</sup>。

大会第3日午後からは1910年総選挙に対する社会党の取り組みについての議論が繰り広げられる。

## 第2節 フランス社会党と1910年総選挙問題

フランス社会党にとって1910年総選挙での戦術の問題はかなり微妙であった。第1に社会党にとって、総選挙での第2回投票において急進社会党と提

(15) *Ibid.*, pp. 306-307

(16) *Ibid.*, pp. 312-320 エリエスについて、詳しくは注(69)を見よ。

携して共和主義的規律 *discipline républicaine* を守ることはどれほどのメリットがあるかという問題があった。共和主義的規律とは選挙の第 2 回投票において急進社会党とフランス社会党のうちでより多数の得票を獲得した候補者のために、より少ない得票しか獲得できなかった候補者が立候補辞退（*Déjاستمان désistement*）を行うとするルールであった。急進社会党は穏健共和派に近く、彼らの票を期待できるむしろ社会主義に反感を持つ議員から、社会党に接近して労働者階級のための改良に積極的な議員まで代議士によってかなり多様な政党であった。急進党右派の議員の中には共和主義的規律を破る議員もいた。社会党の側でも選挙候補者の選任は党規約上県連合に任されており、社会党が譲れない労働者階級の利益になる改良を支持するという約束を求めることが立候補辞退の際に求める場合もあった。しかし社会党にとっても急進社会党にとっても当時の選挙制度である定数 1 名の郡選挙制度のもとでは共和主義的規律は死活の重要性を持っていた。しかし当時郡選挙制度に変わる比例代表制選挙制度が議会で議論になり始めていて、この選挙制度を無条件で支持していた社会党に対し、自党の選挙結果を必ずしも利することがないと考えていた急進社会党はそれほど積極的ではなく、やがてブリアン首相は自ら比例代表制選挙制度を提案しておきながら土壇場で放棄するという突如の変身を行い、議会の不興を買うことになる。この比例代表制を急進社会党の議員が支持するか否かを急進社会党議員に態度表明を求めるグループも社会党の中には存在しており、問題を複雑化させていた。さらに当時の急進社会党の第 1 次クレマンソー内閣が社会改良を推進して労働運動の穏健化をはかり、労働総同盟 CGT など革命的サンディカリストの急進的労働組合運動に強硬な弾圧政策で臨む政策を推進していたが、改良政策は思うほどに前進しなかったことから社会党の内部には反クレマンソーの気運が高まっていた。もはやコンブ内閣時代のような社会党と急進社会党の「左翼ブロック」の連立による蜜月時代は終わっていたのである。ヴァイアン派を中心とする社会党主流派の拠点セーヌ県連合では共和主義的規律に対しては半数が反対していて、第 2 回投票では社会党の候補者の立候補辞退を

行わないとするグループが多数を占めていた。その中心を占めたのがかつては共和主義的規律を支持していたが、反クレマンソーの立場から反対に回ったエルヴェを支持する党員が中心にいた。

驚くべきことには共和主義的規律に従わず、第2回投票において候補者を急進社会党よりも得票が少なかった場合も立候補辞退しないとする提案をしたのがセーヌ県連合多数派であったことである。前回トゥルーズ大会ではセーヌ県連合の代議員41名の中にはエルヴェ派に賛同する代議員やエルヴェ派に属する代議員は殆どいなかった。デュブルイユ書記長やヴァイアン、タンジェなどの党内多数派を占める代議員で殆どが占められていた。しかし今回のサン＝テティエンヌ大会のセーヌ県連合代議員42名のうち明確に自らを「蜂起派 *insurrectionnel*」と称する代議員が大会での発言から明確になっているだけでもコリー<sup>(17)</sup>、ミュージー<sup>(18)</sup>、マドレーヌ・ペルティエ<sup>(19)</sup>などが代議員に選ば

---

(17) コリー、ジャン、COLLY, Jean (1858年-1929年) ロワール県の貧しい鉱山労働者の家に、幼くして父に先立たれ、母に見捨てられた。鉱山労働者、パン職人などの職を経て、PLM 鉄道の職員となったが、ストライキを指導して解雇された。パリに出て革命的独立社会主義者連盟に加入し、1896年パリ市議会議員に選出された。ミルラン入閣を支持し、右派社会党 PSF に属して統一後にフランス社会党に合流し、このサン＝テティエンヌでは党のエルヴェ派に対する厳しい批判と穏健派に対する寛容さを批判し、第2回投票における社会党候補者の維持（立候補取り下げをしないこと）を主張した。1910年の総選挙ではパリ XVII 区第2 選挙区から代議士に当選した。MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 13, pp. 234-235

(18) ミュジー、MUSY (生没年不詳)；医師。セーヌ県連合の活動家。元フランス労働党 (POF)＝ゲード派の活動家。親エルヴェ派。 *Ibid.*, t. 14, p. 163

(19) ペルティエ、アンヌ、マドレーヌ、PELLETIER, Anne, Madeleine (1874年-1939年)；医学博士。医師。社会党後に共産党の活動家。フェミニスト組織「女性の連帯 La Solidarité des Femmes」の指導者となる。1906年からフランス社会党セーヌ県連合の活動家となる。このサン＝テティエンヌ大会で「社会党は共和主義の党ではない。社会党は共和主義政体に関心を持たない。いくつかの君主制国は共和政が実現できなかった改革を労働者の利益のために実現したからである」と発言している。1921年にソ連を旅行して現実には失望したが共産党に入党した。1924年には共産党の選挙活動に加わったが、1926年に党を離れてアナーキズムの新聞に協力し、1933年には平和主義団体「ムンディア Mundia」に加入した。1939年に人工中絶に関わった容疑をかけられた。ペレーヴォークリューズ精神病院 hôpital de Perray-Vaucluse に入院させられ、数か月後死去

れていた。また党内多数派のヴァイアンやジョレースはセーヌ県連合多数派の立場は選挙自体を否定するものだと明確に反対しながらも、今回のセーヌ県連合多数派の議案の採択を次回大会に延期するべきだと主張して正面からの対決を避けようとした。コンブ内閣の「左翼ブロック」の時代が終わり、クレマンソー第 1 次内閣の時代が到来し、急進社会党との連携に消極的な党内の意見を配慮し、比例代表制選挙制度の実施が日程に上り始めたために、第 2 回投票については各県連合が全国協議会と調整の上で自主的に判断するとする第 2 回シャロン-シュル-ソーヌ Chalon-sur-Saône 社会党大会決議<sup>(20)</sup>についても再検討を要することを認めている。最終的にはセーヌ県連合多数派の決議案が圧倒的多数派の反対で否決されたセーヌ県連合の賛否も賛成 41 票対反対 41 票であったが、これに代わる選挙戦術の採択は次回大会に送りされる。

1910 年総選挙問題を議論する前に急進社会党から社会党に対する共和主義的規律を遵守するように求める書簡が公開された。最初に論壇に立ったのは最後まで急進党との連立、すなわち左翼ブロックに執着したブルトンであった。彼は共和主義的規律のメリットを相対的に評価した。社会党の候補者が第 2 回投票で立候補辞退すればほとんどすべての票が急進社会党に投ぜられるが、急進社会党の候補者が立候補辞退してもかなりの票が穏健共和派に投じられると言うのである。しかしブルトンは共和主義的規律の意義を高く評価する。そして共和主義的規律を守らなかった例を引き合いに出して非難す

---

している。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 14, 1976, pp. 230-231

(20) 第 2 回シャロン-シュル-ソーヌ Chalon-sur-Saône 社会党大会決議とは、第 1 回投票についてはあらゆる選挙区に候補者を立て選挙活動を組織する、第 2 回投票については「プロレタリアートと社会共和政の利益に合致させて態度を決定する信頼を党県連合に与える」とするものであった。Parti Socialiste. (Section Française de l'Internationale Ouvrière) ; *1<sup>er</sup> Congrès National (Congrès de l'Unité) tenu à Paris les 23,24 et 25 Avril 1905. Salle du Globe.Compte rendu analytique.2<sup>e</sup> Congrès National tenu à Chalon-sur-Saône les 29,30,31 Octobre et 1<sup>er</sup> Novembre. Salle du Colysée 1905.* Paris. Au siège de Conseil National. s.d. p. 123

る。その矛先はゲード派のノール連合に向けられたのみではなく、共和主義的規律を大いに称揚しながら、これを積極的に支持する発言をしないジョーレスにも向けられる。<sup>(21)</sup>

ブルトンの後に共和主義的規律を否定する決議案を提出したセーヌ県連合多数派を代表して、コリーが発言する。1902年のベルトー法(鉄道労働者労働災害保障法)に投票するという候補者約360名がこの法に賛成投票すると確約していて、417名の代議員が代議院で賛成投票をしたが一定部分は元老院で否決されることを予定して賛成投票をした。日曜日休日法も代議院でも元老院でも可決されたけれど、この法を実施する過程で急進社会党の代議員は内閣に骨抜きにされるように裏で働きかけた。急進社会党は労働者を満足させてくれる党ではないし、彼らに投票せよという社会党は労働者階級を裏切っているというのである。<sup>(22)</sup>

次に発言したヴァレンヌは、選挙結果はどうしても良いとするコリーらのエルヴェ派に賛同する代議員とエルヴェ派自体の意見には賛成できないが、1902年や1906年の総選挙の時代とは違って急進社会党は安定した多数を確保しており、クレマンソーの与党であるが、彼らは安全な方法として社会党との共和主義的規律をのぞんでいる。社会党の選択はこれとは別であるが現今の選挙制度の下では共和主義的規律を守る道を選ばざるをえないと結論する。<sup>(23)</sup>

同日夜の会議ではフィニステール県連合の代議員グードが同県連合の決議<sup>(24)</sup>

---

(21) *Ibid.*, pp. 417-422

(22) *6<sup>e</sup> congrès national tenu à Saint-Etienne. Compte rendu sténographique, op. cit.*, pp. 425-428

(23) *Ibid.*, pp. 431-435

(24) グード、エミール、ピエール、マリー、GOUDE, Émile, Pierre, Marie (1870年-1941年) グードは海軍機関科水兵長を経て海軍作業所職員に、1901年1月には海軍工廠造船局第3級事務職員になり、1904年にプレスト市議会議員に選ばれ助役となる。1907年にブルターニュ地方連合からフィニステール県連合が自立し、グードはこの県連合の指導者となった。1910年5月の総選挙でプレスト第1区から代議員に選出され、その後1932年まで連続当選し、1936年まで代議員を務めた。1910年7月にはプレスト第2小郡(カ

案を提案して次のように言う。選挙のための政策綱領を明確にする小冊子を起草する必要あり、すべての選挙区に候補者を立てるならば党中央からの資金が提供されなければならない。エルヴェ派がゼネラル・ストライキと蜂起と言う革命的手段しか認めないというならば一切候補者を立てる必要などないのだが彼らの提案にはこの提案は盛り込まれていないのだから選挙を通しての政治的手段は放棄されていないと見る。彼によれば党が採択したより民主的な比例代表制選挙が将来実施されれば第 2 回投票での立候補辞退の問題はなくなるので、第 2 回投票で社会党が立候補辞退する場合急進社会党の候補がこの選挙制度を支持することが確約されなければならないと主張する。また労働組合運動の自由を阻害するクレマンソー内閣を支持するか否かも問題として残ると発言してグードは発言を終えた。<sup>(25)</sup>

最後にヴァイアンが社会党を正規の政党として存在を認め、共和主義的規律の遵守を求めてきた急進社会党に対して党としての公式の回答を行うように求める発言があった。彼はセーヌ県連合多数派の第 2 回投票にも党の候補者の立候補辞退を行わない戦術は資金面など色々な不都合を生じるとして反対し、セーヌ県連合少数派の提案を支持し、党の態度決定を次回大会に延期することを提案した。また第 2 回シャロン-シュル-ソーヌ大会での第 2 回投票については各県連合に委ねるとする決定が時代遅れになったので再検討することが必要であることを主張した。彼はシャロン決議の意味は党中央の

---

ントン) 選挙区から県会議員に選ばれた。第 1 次世界大戦中には 1916 年 12 月の第 5 次ブリアン内閣樹立直前まで社会党の入閣を支持していたが、その後は党内少数派と行動をともにする。戦後の 1920 年ストラスブール大会では第 3 インターナショナル加盟を支持したが、トゥール大会で多数派がコミンテルンに加入したにもかかわらず彼は社会党に残った。1928 年に再選されたがその後に県連合内の論争から彼は除名されたが、1932 年総選挙では共和社会主義議員として再選された。1932 年全国党大会でフィニステール県連合の統一のためにグードの復帰を勧告したが、1933 年党大会で拒否され彼の政治活動は終わりを告げた。MAITRON, Jean : *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 12, 1974. pp. 305-307

(25) 6<sup>e</sup> congrès national tenu à Saint-Etienne. *Compte rendu sténographique, op. cit.*, pp. 438-449

18 (91) 1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥールーズ大会（1908年）、第6回サンテティエンヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察(1)（横山謙一）

コントロールの下で各県連合が第2回投票について決定を行うことであると強調する。<sup>(26)</sup>

これに対してエルヴェ派のミュージーは急進社会党からの書簡を不達の書簡として返送することを主張し、また経済的には資本主義の党である急進社会党と離別して孤立しても彼らの改革が労働者を欺いていることを示すべきであるという。

次に同じセーヌ県連合のエルヴェ派の代議員であるマドレーヌ・ペルティエが発言する。グードがエルヴェ派は自説通りに選挙を放棄しないのを非難するが、自分たちはそれによって党から追放されることを恐れるからであると彼女は正直に認める。そして選挙の時期には有効なプロパガンダを行う好機を与えられるからであるという。そして労働組合や生活協同組合は革命のための有効な手段であると評価して労働組合運動や生活協同組合運動と手を携えて戦うと彼女は言う。<sup>(27)</sup>

これらエルヴェ派の代議員の発言に反論してジョレースは次のように発言する。まず党内多数派の中心に位置したセーヌ県連合が第2回投票に立候補辞退を行わないと言う提案を考慮してか盟友ヴァイアンと同じく1910年総選挙直前の次回党大会まで選挙戦術の延期を主張する。そしてセーヌ県連合多数派の決議案に反論して県連合の自主性を評価するべきであるがあくまで各県連合の自主的判断は共和政を支持して共和派の結束を第一義的に考えて行われるべきであると主張し、共和政に価値を認めないとするエルヴェ派に強固に反対する。しかし政教分離問題で連携した1906年総選挙の時代と異なり急進社会党と提携する意義が明確ではなくなったが、しかし今こそシャロン決議が定めた共和政の維持と発展を重要視する各県連合の自主性が求められていると彼は強調する。そして党首がクレマンソーになり社会党に対する態度が明確でなくなった急進社会党が選挙協定を我々に求めてきていることにこそ意義があり、社会党にとってはかつてほど急進社会党が共和主義の前衛

---

(26) *Ibid.*, pp. 449-456

(27) *Ibid.*, pp. 467-469

として支持を集められなくなった今こそ、社会党に真の共和派、真の改革の推進者として支持を獲得できる時が到来していると指摘した。<sup>(28)</sup>

4月14日大会第4日に農業委員会 Commission agricole のタルブリエックが決議案を報告するために発言する。この報告はコンペール-モレルが行った県連合へのアンケートの回答が極めて少数であるので、さらに農村部への回答を求め、情報を蒐集し、議論を深める必要があること、いくつかの重要な問題についての議論が尽くされていないので、大会を満足させられる党の立場をとることが出来る決議文を提出できるようにするために次回党大会で新たな議論を行う必要があることにかんがみ、7人のメンバーからなる委員会によって農民の当面の諸要求の書面と一般的宣言文を起草する必要があるとして次回大会に先送りする決議文を提出することしかできないと報告し、満場一致で採択された。この委員会は党内諸分派を代表する常任執行委員会 CEP の委員と、議員団の代表と、この大会で選ぶ農村部を代表するメンバーによって構成されるとした。<sup>(30)</sup> この大会の会議での長時間に及ぶ議論は明確な方針として実を結ぶことはなく、振り出しに戻った形となった。

次に「1910年総選挙運動」については選挙問題の委員会の報告者としてフィニステール県連合のグードが報告を行う。委員会には県連合からの多くの提案が出され、一つに絞られたセーヌ県連合多数派の決議案は委員会で賛成4票対反対29票で否決されたが、同派はあくまで本会議で議決することを求めたので本委員会はこの決議案を否決してシャロン大会決議を党の選挙戦術

(28) *Ibid.*, pp. 471-481

(29) タルブリエック、エルネスト、TARBOURIECH, Ernest (1865年-1911年) サント-バルブ学院 collège Saint-Barbe とパリ大学を卒業。法学博士。社会科学院で教授として「法制論 législation」を教えた。人権同盟を経てフランス労働党に加入し、1902年には右派社会党 PSF に合流。農業問題の専門家として知られた。1906年にジュラ県サン-クロード郡から立候補したが落選、1910年の総選挙では代議士に当選したが1年足らずで死去した。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 15, pp. 199-200

(30) *6<sup>e</sup> congrès national tenu à Saint-Etienne. Compte rendu sténographique, op. cit.*, pp. 588-589

として維持すること採択するように求める提案をすると報告した。これに対しヴァイアンはセヌ県連合少数派の提案としてシャロン決議をより正確に価値あるものとするため統一された戦術を要求した。それによれば第1回選挙で第1位に立つか、得票の増加が著しく反動派の協力なしに当選が望める場合とすることとするように決定することをのぞんだ<sup>(31)</sup>。急進社会党への回答は1910年総選挙の選挙戦術についての採決結果を伝えることで回答に代えらるとされた。

採決の結果セヌ県連合多数派の議案は賛成51票反対264票、欠席30票の圧倒的反対票で否決される。賛成した県連合はセヌ県連合21票(反対も21票)エルヴェ派の拠点ヨヌ県連合3票のほか、ブッシューデュローヌ県連合(反対2票)とエロー県連合が4票、アルプ県連合とアルプーマリテーム県連合が2票などエルヴェ派の勢力が強い地中海沿岸南部の県連合の票が多かった<sup>(32)</sup>。ノール県連合の53票は全部反対票として投ぜられた。

### 第3章 1910年2月のフランス社会党第7回ニーム大会と労働者退職年金問題

1910年2月のフランス社会党第7回ニーム大会はこの年の4月・5月に総選挙を控え、代議院での議席を大幅に増やすことを目指す社会党にとっては重要な大会となった。この大会で一番大きな問題として議論されたのは労働者退職年金制度についてであった。2月7日大会第2日午前の会議からこのテーマについての白熱した議論が展開された。すでに1906年に代議院において圧倒的多数で労働者退職年金法案は可決されたが、憲法に従えば元老院で可決されなければ法律として成立しない制度に定められていた。しかし元老院は代議院法案をそのままには認めず、大幅に後退させた。もとより社会党は代議院の労働者退職年金法案にさえ労働者の負担分が大きすぎるとして、

(31) *Ibid.*, pp. 592-593

(32) *Ibid.*, pp. 596-597

党議拘束がなかった社会党議員内の各派は代議院に労働者の負担分を減らすいくつかの修正案を提出したが彼らの案は否決されていた。1909年には年金額を減らし、受給年齢を引き上げた元老院の修正した法案が代議院に送り返された状況の中でニーム党大会は開催されたのである。

最初に発言したブッシューデューローヌ県連合の代議員マリウス・アンドレ<sup>(33)</sup>は代議院で法案が通過しても元老院の過半数が賛成して法案を採択しなければ法律となりえず、元老院から送り返された法案を代議院はほぼそのまま受け入れなければならない第3共和政の憲法上の制度に不満を述べた。彼は詳細に制度を説明し、事実上直接税として課される負担分は65歳から受給が始まる退職年金を平均寿命が短かった当時の労働者の3分の2くらいは受け取れないので、雇用者と被雇用者が被雇用者の賃金の2%ずつ折半して負担するこの新税に、たとえ労働者の年収に占める拠出額が少額であっても、不満を持つであろうと主張する。また労働者の共済組合も今回の制度化に不満を抱いたと彼は言う。労働災害や失業の補償に比べて、受け取る可能性が低いし、緊急の必要性は大きくないとアンドレは指摘した。「賦課方式」によって若年の労働者が老齢の労働者を支える連帯は社会主義の精神に合致しているが、今回の法案の「積立方式」は積立金が企業に貸し出され、資本家は利益を得ると非難し、この法案は労働者に拠出金を課す法案であるとして<sup>(34)</sup>反対する。

---

(33) アンドレ、マリウス、ANDRÉ, Marius (1870年-1914年)；1848年ヴァル県代議士マリウス・アンドレの孫でフランス労働党POFのドローム県のついでパリの活動家となる。社会党統一後はエヌ県、ノール県、ブッシューデューローヌ県に活動範囲を広げ、パリ-リヨン-マルセイユ鉄道PLMの職員として同鉄道組合書記として活動した。労働総同盟CGT内部では革命的サンディカリストと敵対するゲード派に属した。1910年の鉄道ストライキに参加して解雇された。4度総選挙に立候補したが落選している。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 10, pp. 145-146

(34) Parti socialiste, Section Française de l'Internationale Ouvrière. *7<sup>e</sup> congrès national tenu à Nîmes. Les 6,7,8 et 9 février 1910, compte rendu sténographique*, Paris, Au siège du Conseil National. 1909, pp. 157-172

22 (87) 1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥールズ大会(1908年)、第6回サンテティエンヌ大会(1909年)、第7回ニーム大会(1910年)の歴史的考察(1)(横山謙一)

次に発言したルノーデルは元老院が修正した労働者退職年金法に多くの欠点があったとしても、これから改革していくことが必要であり、それ以上に重要なことはこの年金を労働者の管理の下に置き、私企業などに貸し出されないようにすることであると強調した<sup>(35)</sup>。

次にノール県連合の代議員でゲード派の教条的マルクス主義者ラポポールが発言する。彼は闘争と教育のための改良は認めるが、選挙目的の改良を否定する。彼によれば労働者の負担分は労働者が支払える金額ではないと主張する。そして1906年2月23日の時点で代議院で可決された労働者退職年金法は労働者から騙し取るブルジョアの改良の法案であると断罪し、それを十分に審議せずに法律としての体裁を整えないままに改悪するために手ぐすねを引く元老院に送ったと非難する。この悪法に世論の批判を恐れて反対投票することを躊躇するべきではないし、反対しても労働者は社会党があくまで労働者の党であるとして党を批判することはないと主張する<sup>(36)</sup>。

この日の午後の討論ではランド県連合の代議員デュカス DUCASSE が労働者退職年金法への支持の発言をした後で、セーヌ県連合の代議員ネクトゥー<sup>(37)</sup>は社会党こそ「賦課方式」の発明者であり傘下の労働組合では古くから

---

(35) ルノーデル、ピエール、RENAUDEL, Pierre. (1871年-1935年) 獣医であったが、代議士になるまではジャーナリストとして生計を立てた。最初ブランキ派に加入し、1901年のリヨン大会でブランキ派が社会党の右派と分裂した後も、右派が結成した右派フランス社会党 PSF に加入し同党の最左派となった。統一社会党に参加し、党中央執行部の常任執行委員会 Commission administrative permanente に選出され、「リュマニテ l'Humanité」紙の編集部に入り、世界大戦までの全党大会に参加した。総選挙では落選を重ねたが、ようやく1914年の総選挙でトゥロン第3区から当選した。大戦中は神聖連合支持の多数派に属した。1920年の社共に分裂するトゥール大会では社会党にとどまったが、彼を含む少数右派は「ネオ・ソシアリスト」グループを形成したが、同派の議員7名は1933年に党を除名される。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 15, pp. 29-30

(36) 7<sup>e</sup> congrès national tenu à Nîmes. *Compte rendu sténographique, op. cit.*, pp. 175-180

(37) *Ibid.*, pp. 190-201

(38) ネクトゥー、クロード、NECTOUX, Claude (1860年-1929年) ; ソーヌ-エーロ

この方式を実施しているとしたが、「積立方式」も良い面があり退職年金法に賛成であると発言した。<sup>(39)</sup>

セーヌ県連合の代議員グルシエ GROUSSIER はまず課税に基づく退職年金法を支持すると主張する。しかし労働者が支給前に死去することを想定しているこの年金の原則には賛成する理由がないという。労働者退職年金法は多くの欠陥があり、受け入れがたい原則を含んでいる。元老院から代議院に送り返される法案は労働者の負担によるものであり、積立方式であり、受給年齢が高く、「騙し取り escroquerie」の法案であるという。そう言うのも今回の法律で定めたのは「積立方式」であるからで、彼は「賦課方式」がより良い方式であると主張する。彼は欠陥がある制度でも、いくつかの労働者に関する立法は改良されており、老齢の労働者に保護を与えなければならないという理由から、老齢年金を支持する。<sup>(40)</sup>

退職年金法に反対するセーヌ県連合からは労働総同盟 CGT に近いメリック MERIC<sup>(41)</sup> が発言する。彼は労働者の経済的領域の組織である労働総同盟 CGT と政治的領域を受け持つ社会党が協調して労働者年金法に対処すべきだという。労働総同盟 CGT は畏が仕掛けられているこの法律には反対で

ワール Saône-et-Loire 県クルーズ Creusot 地方の鉱山労働者の息子に生まれ、18歳でパリに出て旋盤工になり、機械工労働組合の活動家となってパリ郊外のソー Sceaux に住んで生活協同組合を創立した。1902年と1906年の総選挙にセーヌ県ソー第4選挙区から立候補したが当選しなかったが、1909年ソー第5選挙区から補欠選挙で当選。1910年、1914総選挙で再選された。第1次世界大戦中は徹底抗戦派に属し、1919年には社会党を離党して右翼「国民ブロック」から当選した。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 14, p. 172

(39) 7<sup>e</sup> congrès national tenu à Nîmes. *op. cit.*, pp. 233-234

(40) *Ibid.*, pp. 207-231

(41) メリック、ヴィクトル、MÉRIC, Victor (1876年-1933年) マルセイユ生まれの社会党のジャーナリスト。父親はヴァル県の元老院議員。最初はアナキストで、エルヴェの影響の下社会党セーヌ県連合第4支部に加入した。筆禍事件で度入獄。1920年のトゥール党大会で共産党に合流したが、1923年離党した。1919年の選挙などに立候補したが落選した。MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 14, 1976, pp. 66-67

あるが、積立制度は支持しているという。かつて社会党に属していたミルランはその頃この法案に強く反対したが、ジョレースは反対にこれを支持した。社会党が急遽態度を変えたのは選挙分野での急進社会党との協力関係を維持する必要があったのであると彼は指摘する。そして最後にセーヌ県連合案に賛成することを求め彼の演説を終えた。

続いてやがて第1次世界大戦開戦後軍需大臣として入閣し、戦後国際労働機構 ILO 初代事務局長を務めた労働問題に詳しいオート＝ソーヌ県連合の代議員アルベール・トマ<sup>(42)</sup>が発言する。ドイツでも社会民主党 SPD はビスマルク体制に反発して退職年金法に反対したがそれ以降社会保障法関連の法案に賛成しており、退職年金法には改良が加えられていると指摘する。トマは元老院でも相互扶助主義者の意見が取り入れられており元老院案にも多くの労働者階級にとっての利点があると主張する。元老院案に不十分な点があっても改良の余地があると指摘する。また課税方式ではなく拠出金を労働者が支払うことによって年金は恩恵ではなく権利になると評価した。

次に演壇に立った労働総同盟 CGT の少数派織維労連書記長でゲード派のノール県連合代議員ルナール RENARD は労働者が退職年金を強く求めながら18歳から拠出金を支払っても65歳で年金を受け取る労働者の割合は少ない

(42) トマ、アルベール、THOMAS, Arbert (1878年-1932年)；セーヌ県のパン製造販売業者の息子に生まれ、高等師範学校を卒業後法学博士号をも取得。1904年「ユマニテ」紙編集部に入る。労働組合運動の国家や政党からの自立を尊重し、擁護した。全国消費生活協同組合連盟の指導者となり、国際的生活協同組合運動にも参加した。政治の分野では1902年の右派社会党 PSF 創立に加わり、1905年の統一社会党結成に参加して常任執行委員会 CAP に選ばれた。1904年に地元のシャンピニ市議会議員1912年に市長になって1925年までこの職を務めた。1909年の補欠選挙ではセーヌ県ソー Scheaux 第2選挙区から立候補したが落選したが、翌年の1910年総選挙ではこの選挙区から代議士に当選し1914年に再選された。第1次世界大戦が開戦し動員されると軍行政に関わり、1915年に重火器・軍需政務次官に、1916年にブリアン内閣の武器・軍需大臣に就任し、武器増産を推進しながら軍需産業での労働条件改善に尽力した。戦後国際労働事務局 BSI の初代事務局長となって1931年までこの職務にとどまった。戦争に協力したトマはセーヌ県から選挙に立候補できずにジョレースが遺したタルン県の選挙区から1919年に出馬して当選した。Ibid., t. 15, pp. 223-227

ことに不安を抱き、「積立方式」に反対し「賦課方式」に賛成であると報告した。そして拠出金を支払うことへの強い抵抗があり、高額相続者への課税による課税方式を求めていることも報告した。しかしルナールは労働者退職年金法の代議院での可決を強く求めた。

そしてセーヌ県連合の代議員で党内多数派のリーダーであるヴァイアンが議論を総括して次のように発言する。現状では元老院案に賛成投票をすることはできないが、それは萌芽であり出発点であると彼は言う。可決される労働者退職年金法は労働者階級に新たな推進力を持つ組織化と防衛と行動の手段を与えるものでなければならない。あらゆる労働者法は背後に組織された労働組合と労働者階級を持てば、防衛の要塞になり攻撃の戦線になると彼は言う。社会保障法は労働時間短縮法や賃金を引き上げる法と同じ条件を生み出すが、それは労働力を保護し収入を増加させる労働者の権利であり社会的保障であるが、それらは法律そのものと労働者の意識と意志に書き込まれ、この最初の権利を防衛し拡大していかなければならないという。労働者を保護する法律は労働者の生存権を承認することであり、貧窮者への援助でも恩恵でもない権利であると彼は強調する。そのためにも被保険者のすなわち労働者階級の管理と監督の下におかれなければならないと、社会保障の性格と価値について労働者と社会主義者の運動に対して我々は説明しなければならないと主張する。そして疾病、失業、廃疾、高齢化などに対する統一した社会保障が組織された被保険者の管理の下におかれるようにしなければならないし、国家にその責任があり、社会がリスクの損害を埋め合わせなければならないと彼は言う。<sup>(43)</sup>

労働者退職年金法案に反対するセーヌ県連合少数派はフィアンセットに彼<sup>(44)</sup>

---

(43) 7<sup>e</sup> congrès national tenu à Nîmes. *op. cite.*, pp. 258-262

(44) フィアンセット、ウジェーヌ、FIANCETTE, Eugène (1881年-1949年) 辻馬車の御者。辻馬車の御者組合の書記長となりフランス労働総同盟 CGT に加盟。統一時に統一社会党 SFIO に入党し、1908年と1912年にパリ市議会議員選挙に立候補して落選したが、1913年の補欠選挙で当選、1919年にも再選された。この間セーヌ県議会議員をも務めた。1928年の総選挙ではパリ XVIII 区第 1 選挙区から代議士に選ばれ1932年に再選さ

らの決議案を説明する代表として選んだ。彼は労働総同盟 CGT に加盟する労働組合員である。彼は最初に「賦課方式」の支持者であると公言する。そしてその理由は年金の受給年齢を引き下げることが可能であるからだと言う。もう一つの理由はブルジョア国家が労働者の基金を利用するのを防ぐためであるという。グルーシエは労働者のための法律は改善されてきたと言うが、改悪されたに過ぎないと彼は言う。労働総同盟 CGT は「賦課方式」に賛成で、「積立方式」に反対であり、この法案に反対していると指摘する。社会党は困難でも労働総同盟 CGT と手を携えて闘うべきであり、社会党がこの法案に賛成すれば、総同盟内で社会党を支持する労組員は減少し、反議会主義者とアナーキストが力を増すであろうと警告して発言を終える。<sup>(45)</sup>フィアンセットの発言で2月7日大会第2日目の議論は終了するが、翌日午前から労働者退職年金法案についての議論は続けられる。

翌日は最初にセーヌ県連合の代議員オーブリオ AUBRIOT が壇上に立つ。彼はこれまでの議論を総括すると宣言して、これまでの法案への反対意見に当初反対したが改良に尽力したドイツの党の例を挙げたり、拠出金がやがて労働者の利益になると主張したり逐一反論しようと試みるが、上首尾に出来たとは言えない。最後にはこの新たな権利は革命的な権利であり、それ自体は社会革命でも社会主義でもないがそれへの一段階であると主張した。<sup>(46)</sup>

そしてゲード派の指導者ラファルグが演壇に立つ。彼は労働者退職年金法が1910年総選挙に向けた急進社会党の選挙綱領であり、彼らの成果として選挙民に示す必要があるという。彼はこの法案は社会党にとって利益があるかを検討すると公言する。この法案は労働者に1スーも与えない以前の社会保障法よりも悪法であると主張する。その論拠は「積立方式」によって積み立てられた基金をブルジョアはくすねるからだという。そして何よりも1906年

---

れた。警察予算に賛成して1934年に除名された。右翼のラヴァル派として1935年に元老院議員に当選、1940年にペタンの全権授権法に賛成して被選挙権を失ったが、1945年にはパリ市議会議員に選ばれた。この時から政治活動から退いた。Ibid., t. 12, pp. 190-191

(45) *7e congrès national tenu à Nîmes. op. cite.*, pp. 269-280

(46) *Ibid.*, pp. 281-290

に代議院が60歳と定めた受給開始年齢を元老院は65歳に改悪し、その年齢までにおおたの労働者は死亡するからであると主張して、商工業および農業労働者の60歳以上の構成比率は8%であると指摘する。もちろん構成比率は労働者が掛金支払い開始する18歳の労働者の平均余命ではないのでグルーシエやジョレースの反論を受けるが、65歳以上の人口構成比率は7%であり、パリ18区の労働者街区では毎年1万人につき死亡率は250人であるから40年で殆ど生存していないと言って譲らない。グルーシエは18歳の65歳まで生存する割合は25%であると、さらに0歳児が65歳まで生存する割合は35%であり、18歳から61歳までの場合40%以上で、労働者の場合25%と推定されると反論する。それでもラファルグは65歳を過ぎた労働者の余命は短いと言って譲らない。生きて受け取れない年金法に社会党が賛成投票すれば労働者と労働総同盟 CGT の怒りを買うであろうと主張し、反対投票を呼びかけた。<sup>(47)</sup>

ヴァイアン派のマルセル・サンバはかつて左派社会党 PSDF の仲間であったラファルグとは意見を異にしてこの年金法案に賛成する。如何にこの年金法案が不十分であろうとも、代議院では社会党の議員は50名ほどで元老院では0議席であるから、否決して最初からやり直せば多くの時間が必要であり、より完全な労働者退職年金法案を手に入れるにはどれほどかかるか分からない、その間高齢の労働者は困窮すると言うのである。<sup>(48)</sup>

大会第3日目の午後の会議は始めにイール-エ-ヴィレーヌ県連合の代議員で労働総同盟組合員のリュケ LUQUET が発言する。労働総同盟 CGT の組合員は反議会主義ではあるが「蜂起派」と呼ばれているサンディカリストでさえも改良と労働者の境遇の改善を望んでいると述べ、そして労働総同盟 CGT は年金法を支持しており改良のために議会に圧力をかけ続けると主張する。それでも元老院の法案には反対するが、社会に貢献している労働者の生存権を社会は保障をするべきであるのに、この年金法案はまったくこれに答えていないと断罪する。そして社会保障法や労働立法は改良されると言う

---

(47) *Ibid.*, pp. 290-304

(48) *Ibid.*, pp. 304-328

が、今はその時期ではないと言われ続けている。そして「積立方式」に強く彼は反対し労働者退職年金法は「賦課方式」でなければならないと強調する。<sup>(49)</sup> この社会党員というよりは労働組合員である彼の演説で根深いブルジョア国家への不信感を表明したのであるが、それ以上のものではなかった。

そしてついにジャン・ジョレースが演壇に立つ。彼は言う。重大な労働者退職年金法案が不完全で不十分でも改善することは可能であり、問題となっている「積立方式」は技術的に「賦課方式」に変えることができるという。しかし1906年時点の社会党議員グループの間で一致点がなく、多くの議員は賦課金の天引きに強固に反対しており議論の最中であつたが、最終的な投票の前に2か月間の作業と議論の末に、多くの点で我々がのぞむような法案ではなくともこれから修正し改善していき、直ぐに良い結果を生み出さないが、完全なものにされ発展可能であるというヴァイアンの宣言を受けて社会党議員グループは法案への全体一致の支持を決定し、全体一致で賛成投票することを決めた。元老院から戻された法案が騙し取りと横領の悪法であると非難されるのを見て私はこれに抗議したが、すぐに法案についての議論に関わった社会党もこの非難に抗議すると思っていたがそうしなかったとヴァイアンは言う。彼は党の議員グループを率いて法案に全体一致で賛成投票したが、社会党と労働総同盟 CGT からの警告を受けていなかった。リュケは途中で発言し、この法案は1906年選挙向けのもので元老院が修正して代議院に戻されるとは労働総同盟 CGT も考えていなかったと説明した。ジョレースは元老院が普通選挙で選ばれる代議院の法案を受け入れるべきであつた、と述べた。社会党は受給年齢を65歳から60歳に引き下げ農民受給者の枠に定額小作人と分益小作人を含めさせて法案を改善しようと努力して1906年総選挙にのぞんだが、その後に成立したクレマンソー内閣は労働者を手厳しく弾圧する一方で、元老院との交渉で代議院の法案を半ばあきらめて急進社会党は裏切った。社会党はこの間元老院に働きかけてこなかったが、今になって社

---

(49) *Ibid.*, pp. 331-361

会党議員グループにのみ責任が帰せられている。さらにジョレースは付け加える。受給資格者や受給額について正確な数字がなくまた年金法が実施されるまで正確には判明しない。受給資格者が少なく受給額が高くなれば受給年齢を引き下げることが出来る。労働者階級の力で改良に努めることが必要である、と言う。さらにドイツでは退職年金保険や疾病保険などの社会保障法は労働者の拠出金天引きと「積立制度」に基づき実施されているし、失業保険も積立を開始している、積立基金の管理には労働者も参加しており、さらにはオーストリアでも疾病保険と65歳からの退職年金が制度化されようとしていると付け加えた。また「賦課方式」の利点は同じ財源から支出されるのであるが、直ぐに少し高い受給額を支払えることであるが、長続きしない、この方式は基金からブルジョアがくすねることは、労働者が管理すれば不可能になると指摘した。そして彼は賛成投票をするが、受給年齢の引き下げと、廃疾者への制度化と、移行期間の年金受給額の引き上げと、財源基金への労働者の参加など、すべてこれらを求めていくと発言して彼の演説を終えた。<sup>(50)</sup> ジョレースはもっぱら社会党議員グループのみが「詐取」と「横領」の元老院退職年金法案に責任があると同じ仲間の社会党員が発言したことを腹に据えかねたことは発言から読み取ることが出来るし、議員グループに対し口を極めて非難した社会党と労働総同盟の活動家が元老院での審議の最中に行動を起こさなかったことも納得がいかなかったようである。

夜間の部の討論では発言者にはわずか30分の発言時間しか割り当てられていなかったため、新しい論点が議論されることは少なかった。会議はリュシアン・ロラン<sup>(51)</sup>の発言から始まる。彼は掛金が過大で貧しい労働者には支払え

---

(50) *Ibid.*, pp. 362-397

(51) ロラン、リュシアン、ROLAND, Lucien (1862年-1948年)；植字工見習いから仕事を始めて、パリに居住地を定め最初に労働総同盟 CGT の、次にフランス労働党の活動家を経て、統一社会党の常任執行委員会 CAP のメンバーとなる。幾度も選挙に立候補したが当選しなかった。彼はまたシャンソン歌手として曲を残している。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 15, pp. 80-81

ない、イギリスのように労働者の負担分のない退職年金法を制定するべきだと言い、エルヴェは例のごとく相手を攪乱させる議論で圧倒しようとし、改良と年金法には反対しないが、戯画化された年金法に反対するだけであると言い、社会党は急進社会党に屈服し選挙で再選されるために賛成しているし、トマのようにあわよくば入閣を考えている者もいると攻撃した。パード-カレー県の代議員ブリケは自分の県連合の党員は多くが鉱山労働者であり、既に鉱山労働者退職年金を受け取っているがこの法案採決の際には反対した、しかし現在では受給額に満足しておりその後政府から追加予算も与えられている、不完全な年金法案でも改善可能であるとして年金法案に賛成した。ジョレースの支持基盤のカルモー炭鉱労働者であるタルン県連合の代議員カルヴィニャック CALVIGNAC は、鉱山労働者が2%の掛金を負担しているが年金制度に満足していると述べて、即座の退職年金法案可決を支持すると述べた。ロワール-アンフェリウル県連合のブリュネリエール BRUNEL-LIÈRE は県連合の多数派は年金法案に賛成であるが船員の退職年金保険を改善するという保留条件付の賛成である、なぜならば分担金支払い条件がきびしく、受給を受けていない船員がおり特に「積立方式」に強く反対するのはかつて償還されたとはいえ軍事目的で利用されたからであると言う。ソヌ-エ-ロワール県連合の代議員ラキエ RAQUILLET は元老院案にある一大家族で年間24フランの拠出金は支払うことが出来ない、また「積立方式」には反対で「賦課方式」を支持すると述べた。しかし同県連合の別の代議員デュカージェュはラキエが反対する委任を受けていないと反論し議長は県連合での決定に委ねた。ロワール県連合の代議員フェルディナン・フォールはサンテティエンヌではリボン折り業者など自営業者は恩恵に与れないと不満

(52) ブリケ、ラウル、BRIQUET, Raoul (1875年-1917年)：富裕な階級の出身者であるブリケはパリ大法学部時代に学生運動に加わったが、改良主義の立場を貫いた。弁護士として鉱山労働者のために尽力し、1907年パード-カレー県議会議員に、1910年総選挙でアラス第1区から代議士に当選した。第1次世界大戦開戦後徹底抗戦派としてトマの入閣を擁護したが、1917年に彼は派遣代議士としての任務中にバポーム市庁舎で撤退したドイツ軍がしかけた爆弾で死去している。Ibid., t. 11, pp. 62-63

を述べ、元老院案に反対した。ラフォン LAFONT はリュケが正直に語った改良主義者が支持するこの法案への不安は正当であるとし、法案に反対した。バス-ノルマンディー地方連合の代議員ギエ GUILLET は「賦課方式」か「積立方式」かについて見解を持っていないが、退職年金法を求めておりこの年金法案に賛成であると態度表明した。また彼は国有鉄道で働いており、この年金制度の恩恵にあずかっていない同僚は年金を保障されるように私たち活動家に求めていると述べた。シャスタネ CHASTANET は公務員の退職年金は不十分であり改善されるように社会党大会での議論を求めており、彼が属する郵便職員は年金が改善されることを望んでいるが、違反行為を理由に年金支給から除外されたり、廃疾者への年金の早期支給を認めなかったりする年金制度に反対すると述べた。

再度発言したマリウス・アンドレは鉄道労働者の退職年金に加入しているが現状の会社が支給する年金の改善と増額を求めて運動を行っており、また限られた職種にしか適用されていない年金をすべての鉄道労働者に拡大することを求めているが、鉄道会社が認めている年金よりもはるかにわずかの支給額である元老院案を受け入れる権利はないという論理で彼は元老院法案に反対した。シェル県連合の代議員であるモージェ MAUGER は彼のシェル県では農村部に適用される最初の社会保障法であるこの年金法案は、たとえ多くの欠陥があっても農村部への社会保障法の権利が承認されるべきであると主張した。モルビアン県連合の代議員バコ BACO は受給年齢の引き下げ、年金額の引き上げ、労働者負担分の減額などの改善を党指導部に求めて

---

(53) フォール、フェルディナン、FAURE, Ferdinand (1880年-1963年)；サン-テティエンヌ市長、ロワール県の代議士。様々な職種を経て印刷業者になった。1910年と1914年総選挙にサン-テティエンヌから立候補したが、1914年にはこの選挙区でブリアンに敗北している。1919年の総選挙では落選したがロワール県会議員とサン-テティエンヌ市議会議員に当選助役となった。トゥール大会の社共分裂後共産党に合流したが、1924年に離党、同年左翼カルテルの選挙リストで代議士に当選した。1939年に独ソ不可侵条約調印後共産党市長が解職されたあと彼はサン-テティエンヌ市長となったが、1年後にヴィシー政府によって解職された。Ibid., t. 12, pp. 171-172

退職年金法案に賛成すると主張した。ノール県連合のドゥロリ DELORY は賛成案と反対案の二つを示しノール県連合の出席者の圧倒的多数派は元老院案に反対であるが、和解案として賛成票7票と反対票44票を投じると表明した。同じくノール県連合のゴニオ GONIAUX は、彼が属する支部では議事日程に掲げられていなかったなのでこの問題について態度が決定されなかったが、周囲の意見を考慮して条件付で賛成すると表明した。<sup>(54)</sup>ロジエは午後の討論でリュケが参考にしたのは1901年に労働総同盟で表明した私の演説であるが、その時「積立方式」には反対あくまで反対であると表明し今も変わっていないが、またこの時と同様に今日の社会党大会で如何なる欠陥があろうとも退職者年金法案に賛成すると彼は述べた。<sup>(55)</sup>

討論と審議が終了した後で「ヴァイアン決議案」が提出される。その全文は次の通りである。

「元老院が起草した労働者退職法案の数多くの条文が批判されるものであってもこの法律はその不完全さが悪く評価されて当然なものであっても、議会によって老齢化に苦しむプロレタリアの生存権を承認するものに他ならない。それ故に社会党大会は審議されているこの法律に社会党の議員が賛成投票をすることをとめる。社会党大会はさらに社会党の議員が、採決に先立って議会が法律の欠陥をおぎない、害悪を緩和するようにさせるための精力的なプロバガンダ運動を労働者階級に呼びかける、社会党の断固とした意志

(54) ロジエ、アルチュール、ROZIER（本名 ROSIER）、Arthur（1870年-1924年）；オーブ県、ロワール-エ-シェル県、アンドル-エ-ロワール県、セヌヌ県で活動。パリの市議会議員と代議士。最初にブルースのポシビリストに近い立場のジャーナリストとしてまた労働総同盟で活動を行い、パリで製粉会社の職員になって1898年から全国職員連盟書記長に就任したが、労働組合運動から政治の世界に入り、パリで何度か選挙に出て落選した後1900年と1904年にパリ市議会議員に選ばれ、さらに1906年総選挙でパリXIX区第2選挙区から代議士に当選、1910年と1914年に再選された。第1次世界大戦間は開戦当初の徹底抗戦派から1918年に和平派に転向した。戦後に社会党の候補者名簿から退けられてパンルヴェの急進-社会主義派から立候補して当選して社会党から除名され、その後18年間社会党の外で活動した。Ibid., t. 15, pp. 115-116

(55) 7<sup>e</sup> congrès national tenu à Nîmes. op. cite., pp. 399-435

を表明する宣言を行うことを要請する。社会党とその議員はただちに廃疾と疾病と失業から労働者を本当に保障する方向で法律を改善するためのすべての努力を行うであろう。党と議員は受給年齢を引き下げるであろう。国家の支給部分を、すなわち賦課方式部分を増額させてその結果を法律に明文化させ、受給開始時から退職年金額の増額を獲得するであろう。党とその議員は労働者退職年金基金の監督と管理を被保険者代表に割り当てることによる労働者管理の組織化を要求するであろう。党とその議員はさらに退職年金基金が如何なる場合にも個人や私企業に支出されず、労働者の利益の産物として労働者のリスクからの保護と労働者の生活改善のために被保険者の団体の決定と管理の下におかれることを要求する。<sup>(56)</sup>」

これに対する対案は「フィアンセット、ジェニ、リュケ決議案（この後リュケ決議案と呼ばれる）」であった。その決議案は「社会党大会は再び出来るだけ早くプロレタリアートに満足を与える社会党の意志を確認する。元老院の審議から生まれた法律は改革ではなくして退職年金の装いに隠れたブルジョアの投機であることにかんがみて、労働総同盟 CGT の決定を重く受けとめて社会党大会は元老院が可決した法案を危険で不十分なものとして拒絶する<sup>(57)</sup>」と述べていた。

採決の結果は驚くべきものであった。ヴァイアン決議案は賛成多数を占めたが、社会党の二大拠点であるノール県連合でもセーヌ県連合でも反対が圧倒的多数を占めたのである。ノール県連合ではヴァイアン決議案支持 7 票、リュケ決議案支持 44 票、セーヌ県連合ではヴァイアン案支持 14 票、リュケ案支持 26 票であった。ノール県連合とセーヌ県連合でヴァイアン決議案支持がかなりの少数派であったのに、ヴァイアン決議案が可決されたのもまた驚きであった。採決結果はヴァイアン決議案支持 193 票、リュケ決議案支持 156 票、棄権 4 票、欠席 3 票、過半数が 179 票であるからヴァイアン決議案はぎりぎりの過半数で可決されたのであった。ノール県とセーヌ県以外の県連合

---

(56) *Ibid.*, pp. 435-436

(57) *Ibid.*, p. 437

1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会（1908年）、第6回サンテティエヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察(1)（横山謙一）

別の内訳を見よう。ノール県に次ぐゲード派の拠点アリエ県連合は5票中4票がヴァイアン決議案支持であるが、ドルドーニュ県連合は全票リュケ案支持である。<sup>(58)</sup>ゲード派には1906年総選挙直前にも1910年総選挙直前にも10名前後のゲード派の議員がおり、ゲード派としては同派の議員を追いつめて非難する決議に全体一致で賛成することにためらったことは、ノール県連合の票を分割したことから見ても間違いないであろう。

2月9日の第4日目の会議では予定されたすべての議事日程を終えることが出来ないという理由によってパリで特別の大会を開くことが提案され、可決された。特にこの年の社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会のための報告が審議されていなかったからである。

1909年7月には第1次クレマンソー急進社会党内閣が倒れ、第1次・第2次ブリアン内閣（第1次1909年7月-1910年11月、第2次1910年11月-1911年2月）の時代となっていた。クレマンソーがドラヴェイユ-ヴィニユ Draveil-Vigneux 事件に代表される苛烈な労働運動弾圧者として急進社会党との選挙での提携の足かせとなっていた時代は終わったかに見えたが、かつてのジョレスの盟友であった次の独立社会主義者ブリアンの内閣もまた、労働運動に厳しい態度で臨んだので、急進社会党に加えて独立社会主義者との選挙提携にも厳しい態度で臨むことが加えられただけであった。

前回の党大会で積み残しにされた「農業問題」と「選挙戦術」は2月9日党大会第4日に議論された。「選挙戦術」についてはこの日の午前の会議で議論され、午後の会議で「選挙マニフェスト Manifeste électoral」<sup>(59)</sup>である「フランスの労働者へ」として発表され、可決される。長文に及ぶこの「マニフェスト」の肝要な部分を以下に引用することで社会党が選挙で目指す目的を理解したい。「市民諸君、我々が数年前あなた方に言ったように総選挙は再び以前にも増して力を込めてあなた方の完全な解放の意志を確認する機会を与える。この解放は社会的所有の到来によってしか可能ではない。」と

(58) *Ibid.*, pp. 437-438

(59) 「選挙マニフェスト Manifeste électoral」の全文は *Ibid.*, pp. 487-449 を参照。

いう常套的文言で始まる。「急進党与党は旧諸政党の敗北での空白を残され、遅々とした精気のない不完全な改良をなぞることで4年間を失い、労働組合を脅かし暴力を働き、公務員集団を迫害し、すべての分野の労働者の組織的運動に敵対し、労働者のストライキと農民の諸要求を流血の弾圧で打ち砕き、資本家の会社に国民の富を与え、世界平和にとって最も信用できない最も脅威である植民地企業に援助を与えてきた」として特に急進社会党クレマンソー政権を痛烈に批判する。そして当面の改良として「仲裁と平和の確かな政策によって軍国主義の出費をあなた方が終わらせるべきであると提案する。効果的でなく同時に高い出費を要する武装した国民の組織ではない職業と兵營の軍隊を偉大な人民の民兵組織に変えることをあなた方が望むことを提案する。明日あなた方に課される社会的連帯の出費に直面して共和国は富裕者に最大の犠牲を求め、資本によって独占されている利益の源泉を共同体に還元することをあなた方は要求するべきであると主張する」そして「社会党のみが労働者組織と労働組合の権利のために闘ってきた、改良のために闘ってきた、平和のために闘ってきた。悪しき潮流を押し返し、部分的に敵対勢力を無力化するだけしかできなかった。資本主義に反対し軍国主義と戦争に反対し、搾取と抑圧の諸勢力に反対する常に有効な行動を発展させるのに必要な力をあたえてくれることをあなた方に望む。社会共和国万歳！」と結んでいる。このマニフェストでは急進社会党との対決姿勢が色濃く表明されているが、急進社会党との選挙での提携の意義についてはほとんど触れられていない。

「マニフェスト」が可決された後で、選挙戦術について複数の提案が提出される。選挙戦術については選挙戦術についての委員会案がコンペール-モレルによって提案された。この委員会には正式な名称は与えられなかったが「マニフェスト」の起草と選挙戦術についての議案をまとめるために30委任につき1名の委員を選んだジョレース、ヴァイアン、コンペール-モレル、ラファルグ、サンバなど11名の委員会であった。この委員会案は各県連合の第2回投票における自由な判断を「党のコントロールのもとに」容認する案

であった。これに対しセーヌ県連合少数派に属しエルヴェ派のベルソー<sup>(60)</sup> PERCEAU 案はあらゆる選挙活動を否定し、選挙活動を革命的プロパガンダの場としてのみ利用するものであり、比例代表制をも否定する。第3の案である同じくセーヌ県連合のグレゴワール GRÉGOIRE<sup>(61)</sup> 案は比例代表制を否定はしないが革命的立場を維持するために第2回投票で社会党候補者を維持するという案である。採決の結果委員会案は210票、ベルソー案が23票、グレゴワール案が18票、棄権が2票で委員会案が採択された。特にゲード派は党の主導の下で各県連合の自主性が尊重されるべきであることにこだわったと推測される。おそらく党内多数派のヴァイアン-ジョレース派も彼らの発言から見てこの案に賛同していたと見る事が出来よう。ノール県連合は全代議員票51票が委員会案に投じられ、セーヌ県連合は県連合内の少数派の票の9票がベルソー案に投じられ、6票がグレゴワール案に投じられ、それ以外の25票は委員会案に投票された。<sup>(62)</sup> 委員会案は多数派の県連合と少数派内第1勢力であるゲード派の県連合の支持で可決されたのである。

しかし積み残された農業問題についての報告と議決については予想外の事態となる。この日の午後の会議で農業問題委員会のモージェが発表した結果は予定していたタルブリエックの報告はこの大会には提出できなかったが、<sup>(63)</sup> 今後もこの問題について議論は継続されるとの報告であった。前大会で多くの議論が尽くされたのに前大会で決議が行われなかったことへの批判の発言があったが、より審議を積み重ねて提出されるはずであったタルブリエックの報告がこの大会に提出されなかったことに大会参加者は驚きを隠せなかつ

(60) ベルソー、PERCEAU, R. ; (1883年-不詳) ; 1899年ドゥー-セーヴル県連合でゲード派として活動を始め、1901年にセーヌ県連合に活動の基盤を移し、エルヴェ派の機関紙「ゲール・ソシアル（社会戦争）Guerre sociale」の寄稿者となり、入獄を経験した。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit., t. 14, p. 235*

(61) 経歴不詳

(62) *Ibid.*, pp. 505-506

(63) *Ibid.*, pp. 477-478

たようである。

#### 第 4 章 1910年 7 月のフランス社会党第 7 回特別パリ大会 と反戦平和問題

1910年 7 月 15日-16日にニーム大会で審議未了に終わった議事日程についてパリで特別党大会が開催され、特に同年 8 月 9 月に開催される第 7 回社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会に向けて準備されるフランス社会党常任執行委員会と社会党議員グループの報告について審議が行われる。コペンハーゲン大会で議事日程の項目は 1. 政党と生活協同組合の関係、2. 失業問題、3. 仲裁と軍縮、4. 労働者立法の国際的諸結果、5. 死刑に反対する国際的示威行動の組織化、6. インターナショナル大会決議を迅速に執行するためにとられるべき手続きの 6 つの議題であったがこれらに加えて「国際的連帯の組織化」の 7 項目が掲げられていた<sup>(64)</sup>。2 日間だけ開かれる特別大会には過重な審議事項であった。大会第 1 日目午前の会議では議事を簡素化するために国際的労働者立法の結果と、失業問題とその他の諸問題についての 11 人からなる 3 つの委員会が選ばれた<sup>(65)</sup>。

「労働者立法の国際的諸結果」については国際社会主義事務局 BSI が文案が既にまとめていることから審議は行われず、最初に 7 月 15 日大会 1 日目午後の会議で「インターナショナル大会決議を迅速に執行するためにとられるべき手続き」について諮られ、ヴァイアンが一部修正しとゲードが合意した国際紛争の際には当事者一方の訴えでもあれば国際社会主義事務局 BSI と列国社会主義議員会議を開くことを認めた決議が満場一致で可決された。スウェーデンが求めていた「国際的連帯の組織化」については、決議文が届い

(64) Parti socialiste, Section Française de l'Internationale Ouvrière. *7<sup>e</sup> congrès national tenu à Paris Les 15 et 16 juillet 1910, compte rendu sténographique*. Paris, Au siège du Conseil National. 1909, p. 5

(65) *Ibid.*, pp. 13-17

(66) *Ibid.*, pp. 36-47

ていないことから決議は見送られた。第3の「死刑に反対する国際的示威行動の組織化」についても政治犯についてはフランスでは既に死刑は廃止されているが刑法犯については国際社会主義事務局 BSI の議論に委ねるとして決議はなされなかった。

次に「失業問題」についてはセーヌ県連合決議案が修正されてゲードによって提案され可決された。

午後の会議にはコペンハーゲン大会で議事日程となっている「国際的仲裁と軍縮」すなわち国際紛争の解決と反戦平和の問題について審議された。セーヌ県連合多数派の決議案についてはゲードが冒頭部分に「戦争は資本主義的秩序とともにしかなくならないことを今一度確認した後で」の付加文を加えたことで同県連合多数派の議案に賛成した。セーヌ県連合多数派とセーヌ県連合少数派の2つの決議案が提出され多数派の決議案が賛成292票の圧倒的多数で可決される。少数派に投じられた票は合計34票のみであり、棄権9票、欠席19票という投票結果であった。

県連別の投票から見てセーヌ県連合多数派の決議案に賛成したのはノール県連合51票、セーヌ県連合30票であることからして、党内多数派ヴァイアン-ジョレース派の県連合と少数派の第1党派ゲード派であり、セーヌ県連合少数派に賛成したのはセーヌ県連合の10票のほかヨンヌ県連合、エロー県連合、ヴァル県連合の2票などエルヴェ派の県連合に限定された。

可決されセーヌ県連合多数派の決議は以下の通りであった。

「戦争は資本主義的秩序とともにしかなくならないことを今一度確認した後で、大会は労働者インターナショナルがそれまでは平和を保持する最良の方針を作り上げると宣言する。労働者インターナショナルは自身が勢力として結集する力として成長すると同じくらいに精力的で効果的な行動をこの目標のためにすでに遂行しているし、これからも遂行するであろうし、より継続的で確固とした形でとりわけ諸国民間の武装紛争の場合に以前の大会とシュトゥットガルト大会の諸決議を事実として実現するであろう。しかしまさしく労働者インターナショナルが平和の保持に最良の方針であり、この平和

を保障するインターナショナル外でなされる試みにさえ無関心ではないのである。現在より獲得されるであろう諸結果の発展に幻想を持つことなしにすべての進歩は日々休むことなしに実現される進歩によって作られることと受け止めてインターナショナルは次第に多くなる国民間の紛争の協議による解決の試みを諸政府自身が真剣に受けとめさせ、資本主義ブルジョアジーが少なくとも大部分は社会主義世論の増大する圧力の下に設立することを余儀なくされた仲裁裁判所のもっとも規則正しい全般化した機能を保障させるために行動するであろう。同じくインターナショナルはあらゆる国々で平和的な基礎に基づく教育の発展を推進し少年と青年への教員によって軍国主義と後進的愛国主義を廃止し偉大な人類家族の共通の共感を抱く世代を準備するための教育を与えられるために行動するであろう。こうした精神でインターナショナルは諸国民の同時的軍縮と侵略と征服の道具である常備軍を防衛だけのために国民民兵制度に置き換えることを追求するやすすまない努力を行うであろう<sup>(67)</sup>」という宣言文であった。

これに対しセーヌ県連合少数派の決議案は「またもプロレタリアートを欺こうとするブルジョアジーが考え出したコメディにすぎないハーグ裁判所では仲裁の問題は解決できない」と真っ向からハーグ仲裁裁判所の意義を否定するものであり、「国際紛争を阻止するのは労働者階級の革命的行動のみである<sup>(68)</sup>」とした。

この決議案から見ても判断できるように、社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会で争点となるのはハーグ仲裁裁判所の評価である。フランス社会党の多数派はたとえブルジョアジーが設置した制度であるとはいえ、反戦平和の国際的世論がそして特に国際的労働者階級と社会主義インターナショナルに代表される社会主義勢力の圧力が背景にあると評価したのに対して、少数派はハーグ仲裁裁判所の意義を全面的に否定した。しかし社会党多数派が支持する「ケア・ハーディー・ヴァイアン決議案」はゼネラル・ス

---

(67) *Ibid.*, pp. 69-70

(68) *Ibid.*, p. 70

トライキによって仲裁を求めるものであり、ハーグ仲裁裁判所の仲裁を拒否した側が侵略者と認定する前提に立つものであった。ゼネラル・ストライキに対しては社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会でドイツ社会民主党 SPD の激しい抵抗に直面することになる。

「政党と生活協同組合の関係」については7月16日大会2日目の午前と午後の会議に討論が行われる。この議題については社会主義インターナショナル・コペンハーゲン大会では生活協同組合の国際組織から決議案が出される予定であった。しかしフランスの大会でも長く激しい議論が行われる。議論は党内少数派のゲード派と党内多数派のヴァイアン・ジョレース派の間で闘わされる。ゲード派は生活協同組合の中でも消費者生活協同組合よりも生産性者生活協同組合を重視する。それは彼らの経済理論からして流通と交易手段よりも生産手段が将来の社会主義社会においても重要であり、社会主義社会において生産において生産者生活組合が生産部門の管理と経営において一定の役割を果たす可能性を多少は想定していた。しかしフランスにおいて1848年革命以降盛んになった生産者協同組合は工業化による生産の大規模化・機械化に対応する大規模資本を準備できずに衰退していき、かわりに消費者生活協同組合が盛んになり成功を収めた。この協同組合が商品の安価な供給を行って労働者生活を向上させることが出来たとする見方にゲード派は異議を唱え、供給される商品の低廉化は賃金の引き下げをもたらしたと否定的に評価した。また生活協同組合には労働組合や社会党による労働者階級による生活協同組合ばかりではなく、キリスト教や会社側が組織した生活協同組合もあり、生活協同組合は支配の道具にもなる二面性があると見た。であるからして労働者側の生活協同組合の存在意義は階級闘争に貢献することすなわち社会党や労働組合に資金を提供することであると限定した。

これに対し党内多数派のヴァイアン・ジョレース派は全国規模の生活協同組合の全国的連合体であるエリエス<sup>(69)</sup>やロシュ<sup>(70)</sup>（エリエスの仲間）が率いる

(69) エリエス、ルイ、HÉLIÈS, Louis (1872-1932)；1890年にセーヌ県機械労働者生活協同組合連合に加盟し、アルマヌ派の活動家となり、1905年の社会党統一に参加し、

「社会主義生活協同組合取引所 Bourse des Cooperatives socialistes」や「取引所」によって創立された「消費生活協同組合卸売商会 Magasin de Gros des cooperatives de consommation」に加えて、ジュラ県連合におけるポワソンらによる消費者生活協同組合の成功を高く評価し、社会党多数派は生活協同組合の自律を尊重し、エリエスらは労働者が生活協同組合運動の過程で教育をうけて資本主義と闘うようになり、社会党に資金援助することを目的にするのではなく、社会主義運動の一翼を担い直接に社会変革に貢献しであろうとする立場に立っていた。

生活協同組合の政党からの自律を擁護しながら、社会主義運動として社会変革の役割を担っているとしたエリエスらのパリを中心とした生活協同組合運動の活動家やジュラ県連合のポワソンに対し、ゲード派でオート-ヴィエンヌ県連合の活動家であったマイエラス<sup>(71)</sup>は「オート-ヴィエンヌ県連合決

---

セヌ県連合パリ20区で活動した。若くしてパリの地域生活協同組合「ラ・ベルヴィロワーズ (ベルヴィル女) La Bellevilloise」で働き、1902年に総会で悪徳儲け主義のこの組合の幹部を排除して社会主義的生活協同組合に変えた。1906年に「消費生活協同組合卸売商会」を創立。「社会主義生活組合取引所」のメンバーでもあったエリエスは1912年に生活協同組合全国組織の「統一協定 Pacte d'Unité」を起草し統一を実現した。1914年と第1次世界大戦後の1919年の総選挙ではアンドル県から立候補して落選したが、1924年に「左翼カルテル」の名簿から当選した。アルマヌ派の彼は生活協同組合の自律を擁護しながら社会党と連携し社会変革を担う立場を採る。cf. MAITRON, Jean : *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit.*, t. 13, pp. 34-35

(70) ロシュ、ジョゼフ、LAUCHE, Joseph (1872年-1920年) 機械工。社会党と労組、生活協同組合の活動家。セヌ県の代議士。父の死後13歳で家族を支え、機械工になりパリに出て XI 区のアルマヌ派の活動家として活躍。セヌ県機械労働者同盟の書記長なり、労働総同盟 CGT の指導部となる。生活協同組合活動家としては「ベルヴィロワーズ」に属し、「消費生活協同組合卸売商会」の組織化に努め、1909年に社会主義生活協同組合取引所の執行委員会に選ばれた。1906年の総選挙ではパリ XI 区から立候補して落選したが1910年総選挙で当選、1914年のも再選を果たした。第1次世界大戦中は徹底抗戦派となり戦後は社会党外の名簿から立候補して当選したが、議会に登院できないまま死去した。 *Ibid.*, pp. 207-208

(71) マイエラス、バルテルミー、MAYÉRAS (1879年-1942年) オート-ヴィエンヌ県のフランス労働党の活動家で左派社会党 PSDF を経て統一社会党 SFIO に加入した。1907年にパリに来て、1912年セヌ県県会議員、1914年セヌ県ソー第3区から代議士に選ばれた。 *Ibid.*, pp. 207-208

1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会（1908年）、第6回サンテティエンヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察(1)（横山謙一）

42 (67)

<sup>(72)</sup>議案」を提案し、ノール県生活協同組合連合のサムソンがこれを支持する。<sup>(73)</sup>

7月16日大会2日目の午前の会議では最初にルベズが<sup>(74)</sup>発言して生活協同組合が社会党に加入することに反対した。経済的組織は政治的組織から排除されるべきであるとの論理であった。マイエラスが「オート-ヴィエンヌ県連合決議案」を説明した後でポワソンがセヌ県連合多数派の決議案を支持してマイエラスの主張に反対し、生活協同組合の自律を擁護し、社会変革への役割を強調する。<sup>(75)</sup>これに対してゲード派は同派の理論家ラファルグをくり出して生産者生活協同組合の意義を強調して消費者生活協同組合の役割を低く見る主張を繰り広げ、ラファルグは消費者生活協同組合の発展が労働者の賃金を引き下げるとする議論を「ラサールの賃金鉄則」であるとするポワソンの主張に<sup>(76)</sup>反論する。

この日の午後の会議ではゲードが最初に発言してラファルグと同様な主張

---

(72) 本来セヌ県連合少数派の決議案として提出するはずであった少数派の決議案は、セヌ県連合少数派の準備不足のために、ゲード派は多少社会党の生活協同組合への指導性の主張が弱められた「オート-ヴィエンヌ県連合決議案」を支持した。マイエラスの発言から彼が社会党が生活協同組合を指導するべきであるという主張に必ずしも同調しなかったことが分かる。

(73) サムソン、アンリ、ノエ SAMSON, Henri, Noë (1864年-1925年) ノール県のゲード派の生活協同組合活動家で1900年から1919年までノール県社会主義生活協同組合書記長を。1900年の社会主義生活協同組合取引所の創立大会に参加し議長を務めた。しかしノール県社会主義生活協同組合12組織のうち3組織しか「取引所」には加盟せず、1912年の生活協同組合全国組織が統一するとサムソンは少数派として組織にとどまる。cf. MAITRON, Jean ; *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français. op. cit., t. 15., p. 131.*

(74) ルベズ、エルネスト、LEPEZ, Ernest (1880年-1927年) ; フランス銀行会計士試験に合格してルーアンで働いたが、ルーアンに倉庫を有するエロー県のワイン協同組合との関係で1908年に生活協同組合を指導するために家族と弟アルベールとともにエロー県に移住した。弟は社会党エロー県連合書記となり、エルネストは社会主義生活協同組合取引所に加盟するエロー県消費生活協同組合連盟事務局のメンバーとなり、弟から社会党県連合書記の職務も引き継いだ。1910年に故郷に戻った。戦後兄弟は共産党に加入したがエルネストは共産党の生活協同組合運動の指導部となった。 *Ibid., t. 13, p. 272*

(75) *7<sup>e</sup> congrès national tenu à Paris. Compte rendu sténographique, op. cit., pp. 93-105*

(76) *Ibid., pp. 105-114*

を繰り返す。ゲード派がラファルグとゲードのような切り札の論客までくり出して多数派の生活協同組合の主張と理論に反論したのであろうか。

ゲードはまず生活協同組合は現在の社会における一つの団体に過ぎないと強調する。ゲード派は労働組合のようにとりわけ革命的サンディカリストが傘下におくフランス労働総同盟 CGT のように社会党にとってかわる労働者の指導組織になることを恐れているのである。そして多数派が主張するように寄生的な流通部門に生活協同組合が取って代わるとしたら多数の失業者が生まれる、そしてラファルグと同じく消費者生活協同組合の広がりには労働者の賃金の引き下げを招くとさえ言うのである<sup>(77)</sup>。

彼の後に発言したのはジュラ県連合の代議員で農業問題の専門家タルブリエックである。彼はボワソンが生活協同組合運動を成功させたジュラ県のサンクロード Sait-Claude の例を賞賛する。そして生活協同組合全国組織の統一を推奨する。やがて 1912 年に社会主義生活協同組合取引所と有名な生活協同組合理論家シャルル・ジド Charles GIDE の「生活協同組合同盟 Union coopératives」との「生活協同組合統一」がジャン・ジョレースの仲介で実現する。終局的にはタルブリエックはセヌ権連合多数派の決議案に賛成して発言を終える<sup>(78)</sup>。

ついでノール県生活協同組合連盟のサムソンが発言し生活協同組合が社会党に献金することを支持し、これに異論を唱える発言者はいなかったと指摘する。社会党多数派もエリエスも勿論物質的貢献に異議を唱えてはいないのであって生活協同組合がこの手段によっても社会変革に寄与していると言うのである<sup>(79)</sup>。

少数派決議案支持者の後には多数派決議案支持者と言うように発言者の順番が交互に並べられていて、次は多数派の決議案の主唱者であるエリエスが発言する。彼は如何に生活協同組合が社会主義勢力の発展に寄与しているか

---

(77) *Ibid.*, pp. 118-128

(78) *Ibid.*, pp. 128-135

(79) *Ibid.*, pp. 135-142

を証明するために、社会党の勢力と生活協同組合と組合員それに取り引数の数に相関関係があると指摘する。最も生活協同組合の数と取り引数が多い県として、ノール県、セーヌ県、パード-カレー県などを挙げる。そして市政の管理経営に失敗して社会党が市政を失った例が多いが、生活協同組合で管理運営能力を準備することによって克服できるし、将来の社会主義社会におけるその能力も養成されると主張する。そして労働者の経済管理能力教育が重要であるとして生活協同組合の役割が強調される<sup>(80)</sup>。さらにストライキ中の労働者の物質的支援や、経営困難に陥った「ユマニテ」紙救済において果たした役割も付け加える。

次の発言者ゲード派のブラックは生活協同組合が社会主義の外で生まれ存在していると強調する。そしていくら生活協同組合の勢力が拡大しても資本主義を終わらせることは出来ない<sup>(81)</sup>と主張した。

次のアルベール・トマ以後の発言者は時間が限定されたせい、全員かなり短い時間で発言を終える。党内多数派に属するアルベール・トマはセーヌ県で生活協同組合の運動に深く関わってきた社会主義者であるが、彼は中立的社会主義生活協同組合をあるべき姿として提起する。政治から自律しながら社会主義運動へと生活協同組合運動が進むこと、を社会党は援助するべきであるというのである。次の発言者農業問題の専門家であるコンペール-モレルは、都市部だけではなく農村部でも生活協同組合は必要とされていて、小農地所有者は組織としてしか社会主義のプロパガンダを受け入れないと指摘した。組織化された資本主義を媒介としない生産と購買と消費の生活協同組合が彼らにとって有用であるというのである。次に党内多数派の指導者ヴァイアンが発言する。彼は雇用者が生活費が低下すれば賃金を引き下げようとするが、労働者階級は労働組合や生活協同組合に組織化され社会党の援助も得て抵抗することが可能となり、生活協同組合の組織化も労働組合の組織化も広がったと評価する。そしてそれらの組織の自律を尊重することによ

(80) *Ibid.*, pp. 142-167

(81) *Ibid.*, pp. 167-180

て社会党の自律も彼らによって尊重され社会党も成長すると見る。パードーカレー県連合の代議員エヴラル EVRARD は、所用で出掛けたブリケに代わって発言し自分の県連合の票は生活協同組合の自律を尊重するセーヌ県連合決議案に投票されるであろうと述べるにとどめた。シャラント-アンフェリウル県連合の代議員ポトヴァン POITEVEVIN は農村部での生活協同組合の役割を評価し、生活協同組合の自律を認める議案を支持する議案を読み上げて、発言を終えた。ブッシュ-デュ-ローヌ県連合の代議員エス HESSE は県連合が全体一致に至らず 8 票をセーヌ県連合多数派の議案に 2 票を、オート-ヴィエンヌ県連合決議案に投ずると発言した。最後の発言者となるアンドル県連合の代議員であるデュボワ DUBOIS は言う。消費生活協同組合は資本主義生産の分け前を得ているので、これは義務ではなく願いだがと前置きして消費生活協同組合の剰余金 *trop-perçus* を工場の組織に分けてもらえれば資本主義に隷属している労働者の助けになると、少し奇妙な発言をして、途中で自分から論壇を降りた。<sup>(82)</sup>

「社会党は以前の自らの諸宣言に忠実に『党は労働者の闘争と集団的組織化の組織を創立し発展させることの本質的重要さを承認』することを呼び起こし、このために生活協同組合を『社会変革にとって必要な諸要素』のなかに位置づける。ゆえに社会党は生活協同組合にプロレタリアの教育と組織化の全面的努力に固有の価値を割り当てる」とエリエスたちの主張に副う冒頭の文から始まるセーヌ県連合多数派の決議案と、「資本主義生産制度における当座企業 *société anonyme réalisable* に過ぎない生活協同組合社団はそれ自体に必然的に不可避的に労働組合組織のような階級的組織をなす如何なるものも含まない。」という書き出しで始まり、「労働者の階級的利益は社会党により強力な資産と行動の手段を供給して生活協同組合を労働の解放の時を早めることに役立てることでであると社会主義者は労働者を説得するために努力するであろう」と言う言葉で結ぶオート-ヴィエンヌ県連合決議案が採決

---

(82) *Ibid.*, pp. 180-198

(83) *Ibid.*, p. 199

1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会（1908年）、第6回サン・テティエンヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察(1)（横山謙一）

46 (63)

にかけられた。採決の結果セーヌ県連合多数派の決議案支持202票、オート-ヴィエンヌ県連合の決議案支持142票、棄権1票、欠席9票でセーヌ県連合多数派の決議案が可決された。セーヌ県連合の票は31票がセーヌ県連合多数派決議案に、9票がオート-ヴィエンヌ県連合決議案に投じられた。ゲード派の県連合はオート-ヴィエンヌ県連合決議案に投じられ、エルヴェ派の票はほぼすべてセーヌ県連合多数派決議案に投じられたと見られる。

この採決の後に、未だ国内の支部が分裂していた諸国の統一をもとめる「インターナショナルにおける国民的統一を支持する」が統一が実現されることを希望すると表明するだけにとどめた議案と、「諸政府の迫害に反対する」議案は採択されたが、ロシア・ツァーリ政府によって抑圧されていた「フィンランドを支持する」議案は常任執行委員会 CAP で検討することになった。そして閉会の辞が述べられ大会は閉じた。